

豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(6)

—英雄とフレーベル主義保育の定着期の実相—

前 村 晃

A Study on TOYODA Fuyu and Beginnings of Kindergarten in Japan (6)

Akira MAEMURA

要 旨

わが国における幼稚園の嚆矢は、明治9（1876）年11月、東京女子師範学校に創設された同校附属幼稚園に求めるのが通例である。それ以前にも、京都の柳池小学校に付設するかたちで幼穉遊嬉場という名称の幼児教育施設他の設立はあったが「幼稚園」という名称を使っていないこと、設立後すぐに廃止となっていることのため、東京女子師範学校附属幼稚園を名実共に幼稚園の始まりとするのである。「幼稚園」という言葉そのものがフレーベルの保育観を代表しているためでもある。

ただ、同園が開園されても、フレーベル主義保育を知るのは、日本語がほとんど話せなかったドイツ人主席保姆松野クララー一人だけで、日本人保姆豊田英雄と近藤 浜は恩物中心保育に関する知識はほとんど皆無であった。そのため、明治9年（1876）8月、来日した松野クララーに、開園直前から開園後4カ月余りの期間、豊田英雄、近藤 浜（続いて同園助手2名が加わる）を相手に、英語による講義をさせ、同園監事の関 信三がそれを通訳するというかたちで恩物保育の「傳習」がなされることになる。したがって、最初の内は恩物保育は試みとしての実践でしかないが、英雄らの苦闘もあって、唱歌を除けば恩物保育の初期定着は明治11年（1878）の秋頃までにはなされたかと思う。また、雅楽調の唱歌の幾つかは、早くから用いられていたが、洋風唱歌を加えた唱歌の初期定着は明治15年頃であったと考える。本稿では英雄らによるフレーベル主義保育導入と定着期の実相を究明している。

1. 幼稚園の創設と恩物中心保育の定着化

1.1 幼稚園の創設

1.1.1 幼稚園創設の経緯

東京女子師範学校に附属幼稚園を設置することは、関係者の間ではかなり早い段階から想定されていた

ようで、明治8年(1875)11月29日に本校が開業する4カ月前、明治8年(1875)7月7日、時の文部大輔であった田中不二麿は太政大臣三條実美宛に、同校に附属幼稚園を設置することを要請する次のような伺いを立てている。

幼稚園開設之儀

方今小學校の設立漸に加はり學齡子女就學の途相開け、授業の方法稍端緒に就き候得共獨學齡未滿の幼稚に至つては、誘導の方其啐を得ざるが如く、教育の本旨に副はず頗る缺典と存候、因て這回東京女子師範學校内に於て幼稚園を創置し、茲に幼穉の子女凡百人を入れ看護扶育以て異日就學の楷梯と致度尤右費用は當省定額金を以て措辦可致候條別段仰裁可候也⁽¹⁾

この伺いに対する回答は「伺之趣難聞届候事」であった。幼稚園設立の願いは却下されたのである。そこで文部省は同年8月25日に次のような「再應伺」⁽²⁾を出すことになる。

本年七月七日附を以幼稚園開設の儀相伺候處同八月二日附を以伺之趣難聞届候段御指令相成然處右幼稚園の儀は兒め良教師をして専ら扶育誘導せしめ遊戯中不知不知就學の楷梯に就かしむるものにして教育の基礎全く茲に立つべく遂次學事擴張の際 先づ於當省實地此雛形を設け漸々其方法に因らしめんことを欲する旨趣にして即今不可缺之急務速に施段相成度尤女子師範學校内建家兼用致し當分之内費等該校補助金を以辨償可致候條開設之儀御允許相成度此段更に相伺候也

教育の基礎は幼児教育にあるとし、学事の拡張のためにも、幼稚園設置は急務である。また、費用に関しては改めて要求するものでない。費用は当校内で措置するので、ぜひとも設置認可をいただきたいという内容である。これに対し、同年9月13日、太政大臣三條実美から「伺之趣聞届候事」との回答があり、9月15日、文部省は幼稚園設置の布達を出している。

文部省から依頼された桑田親五訳『幼稚園^{もはらごのその}上』⁽³⁾が刊行されるのは明治9年(1876)1月である。果たしてこの翻訳が設置認可前に依頼されたか、設置認可後に依頼されたか不明であるが、ともかく、文部省はフレール流の幼稚園教育の導入に向けて早くから手は打っているのである。ただし、具体的な準備は明治9年(1876)年になってからであり、明治9年(1876)6月1日、保育の方法、建築の意匠等の議定をなし、土木、建築の業を起こし、同年11月6日に園舎が竣工している。11月14日付で文部省は次のような幼稚園開設の儀を一般に布達することになる。

文部省記録事

第五號

東京女子師範學校内ニ於テ幼稚園開設候條此旨布達候事

文部大輔田中不二麿代理

文部大丞 九 鬼 隆 一⁽⁴⁾

明治9年(1876)11月16日、いよいよわが国における初めての「幼稚園」が開業となる。もちろん、開業に合わせて、監事(園長)関 信三、主席保母松野クララ、保母豊田英雄、同近藤 浜が任命されるが、保育史研究会の資料⁽⁵⁾によると助手として12月上旬に大塚某、1月に山田里佳が加わっている。

開業の日には特別な行事等はなかったようで、英雄は倉橋の質問に応じて「當時開業式と申す程のこと

なく、唯々五六十人ばかりの富豪或は貴顕家の愛児を、夫々お附女中のごとき方附添来り、長方形なる講堂（遊戯室）に集合し、風車、蝶々などのうたをうたひて、幼稚にうたわせ、暫くして園児も慣れ、保姆もなれたる頃、皇后様の行啓を仰ぎ、總て御臺覧遊ばされました⁽⁶⁾と答えているが、11月16日も簡単な式はあったようで、米国出張中の田中文部大輔の代わりに文部大輔代理九鬼隆一以下数名が来園し、祝意を表している。ただ、園児らが歌をうたったのは、話の後段にある、皇后、皇太後の行啓を伴う1年後の正規の開園式の際のものではないかと思う。開業式の日の入園者は75人であったが学年末には約2倍の158名に膨れ上がっている。

ヒューマニスト中村正直は、明治4年(1871)、混血の幼児救済と教育のために、横浜に設立された「亜米利加婦人教授所」の趣意に賛同し、宣伝文まで書いた人物である。中村は、幼児教育には早くから関心を抱いていたが、今度は自分自身の東京女子師範学校に附属幼稚園を設立することになり、幼稚園教育について人々を啓発する意味もあって、明治9年(1876)5月、文部省の『教育雑誌』に次のような「ドゥアイ氏幼稚園論の概旨」⁽⁷⁾という翻訳稿を発表している。

中村正直訳稿 ドゥアイ氏幼稚園論の概旨 一個の幼稚園に五拾人、乃至一百人を入れるべし師範校の生徒は 一人の教師を助け 併せて幼稚を實事に教ふるの機を得しめ 他日入校の時 學問と歛愉と同時に合一ならしめ 又心思の食物を授けて 心思を養ひ長ずること恰も滋味の身体を長養するが如くならしむ 又同時に修身教養を施すことを得べし これ小兒を歡喜せしむるに由て得らるべし 内外交養して規則順序の立つやうになるべし

第一 小兒同群相交はらしめ、眞實にして偽詐なき人に養成するなり

第二 集会場の結構は、人意を喜樂せしめ小兒の性情に適することを旨とすべし 園に傍（注；読みは「そい」）て一の大屋を起し 高敞（注；読みは「こうへい」）にしてよく空気を流通せしむべし

園には草を布き花を栽え又噴泉を造らば更に好し 美麗なる画図を備ふべし 室内に腰をかくべき座を設け 又小兒の為に矮登あるべし 又低きテーブル 又体操及び遊戯奔走すべき場所寛くあるべし 広室には花を以て飾り画図其他心目を喜ばしむ物を備へ 置くべし 種々の旗をも立つべし

第三 フレーベル氏の幼稚園の事を了解する婦女を得ること再肝要なり この婦人は 考思する習慣を有つべし 氣根善かるべし 快活の心あるべし 中心に發する内外合一の品行あるべし

小兒を眞正に愛する心あるべし 普通學を學ぶものなるべし 教育の理と教育の實事とを知り経練するものなるべし この婦人は声の清く且つ大にして又音樂を解するものなるべし ピアノも大衆會の時には入用たるべし

第四 善き玩物を備ふべし 善き遊戯を做さしむべし 遊戯と快樂とは身体と心思を強壯ならしむるに欠くべからざるものなり 小兒の年齢に隨て玩物遊戯を別にすべし 甲の物に厭きたらば、乙の物を以て之に換ふべし

短い文章の中に、幼稚園とは、適切な建物と庭のある「園」に幼児を集め、屋内外の環境を整え、フレーベル主義教育を良く理解する善き教師の下で、遊戯を通して善き教育をするところであることが、要領良く説明してある。しかし、幼稚園なるものを、見たことも聞いたこともない当時のわが国の人々が、これを読んで、幼稚園についてどれほどの具体的なイメージを思い描けたか心もとない限りであるが、まずはここからスタートするしかなかったのである。

ただ、入園者数の増加の経緯を見ると、当時は新しいことに注目する機運もあって「良くは分からないが幼児の教育の分野で何か面白いことを始めるらしい」という期待感を持って受け止めた人々もあったの

である。

幼稚園開業直前の11月13日には、女子師範学校で第二回日本国婦人之会議が開かれるが、婦人向けの講演会で、棚橋絢子の「當今の学問の方法」、関 信三の「幼稚園の説」、豊田英雄子の「母親の心得」、星 豊寿（飛び入り）の「一家の経済」、中村敬宇（正直）の「講義」が披露されている。この会議に夫人と参加した記者西田吟香によると聴衆は「三百五十六人なりしと覺ゆ」とある。棚橋、豊田、星はわが国初の女性講演者となったのである。

豊田英雄には夫が早世したこともあって実子はない。そのために「母親の心得」という講演テーマに違和感を覚える人もないではないらしい。しかし、確かに豊田英雄には実子こそなかったが、豊田家では後継の男子がすべて亡くなったために、英雄は豊田家の嗣子として夫の弟の遺児伴5歳を引き取って養育しているのである。講演時には、伴を引き取ってすでに10年近く過ぎており、英雄は母親業も十分経験済みだったのである。

また、それに先だって、英雄の母雪子は政二郎（政）を生んでその年の内に亡くなっており、おそらく政を養育する婦人を雇っていたであろうとはいえ、12歳になっていた冬をはじめ、家族の者も政の嬰兒期からの成長を見守っていたはずである。また、英雄は東京女子師範学校に抜擢されるまで、家塾と女子小学校で多くの子どもたちと接しており、母親業とは何か、子育てとは何かについてしかるべき識見を持っていたのである。

中村正直は幼稚園開業直後にも、今度は新聞紙上において、フレーベルの幼稚園論に関する次のような翻訳稿を発表している⁸⁾。また、11月28日の日日新聞雑報には、幼稚園監事となったばかりの関 信三の「幼稚園」と題する記事も掲載されているが、ここでは中村のものを紹介する。

九年十一月鏘四日 日日新聞雑報

フレーベル氏幼稚園論の概旨

中村正直譯稿

小兒は人の苗なれば、善く教養してその自然の性を自由に發達せしむべし、而して小兒をして、その天性を發する便利遭際を得せしむべし、これが為に遊園を開き、一の建物を設け、花木を愛する性を發出せしめ觀察を善する人と成のみならず、又種藝を能する人に成立せしむべし。しかれどもフレーベル氏この場を學校と稱するを嫌へり、その故は學校教育前の事業と見做すことなればなり、起立の意は、三歳より七歳に至る迄の小兒を遊ばしめ、小學校に入る前の年月を曠（注；読みは「むな」）しうせざらしめ、學問をする前事業を成し置かしめんとするなり、小兒の天性に相當したる感化を被らしめんと欲するなり、その身體の力を強くせしめ、その五官の用を働らき出さしめ、十分に天地萬物の世界と、人類の世界とに通融なさしめ、その心思精神を當然の方位に指南し、萬生の根元に導き、造物主と合して一とならしめんと欲す。

フレーベル氏「ラン、ゼ、エヂュケーション、ラブ、メン」を著し、三歳前小兒教育のことを説けり、フレーベル氏の説に、三歳を経たる幼稚は、幼稚園の保傳に委ぬべし。

ペスタロヂ氏の説に、母は小兒の為に天授の教師なり、六七歳までは母の教養を受べし。

ペスタロヂ氏の説を行へば、小兒の教養は家内に限り各その母の經驗に拘束せらるべし。

フレーベル氏曰く、母たるもの必ずしも善師ならねば小兒の教養は永く一家中に限るべからず、小兒の自然の才、天然の能を發せしめる好機會を與ふるには小兒を會し一所に群をなさしむべし。

小兒群をなす時は、相互の作用を發し、甲より働き出し、又乙より働き返し、勢力を出し敏速快活なる事に慣るべし、且つ小兒相會するは、他年人間社會に入る前表にして、社會の萌芽の景象を現は

すなり。人となりでは喜怒哀発高興奮痛想願あることなり、この園に會する小兒は、これらの性を十分に顕さしむる目的もこゝに在り、機會もこゝにあり、この園にありて、許多の珍異なる事物を見聞するに由て、これが為に感動勳勵せられ、或は模擬せんと欲し、一時に朋友同群に鼓舞せられ、身體の力を強壯にし、多く言語を用ふるの機會を得せしむるなり。

ここではフレーベルの自然主義的な「自動成長論」や「児童中心主義」が良く紹介されており、子どもの五感の働きを重視し、遊戯（行為）によって学ぶというフレーベル主義教育の根幹に触れており、人と人との関わり合い、人と物との関わり合いという相互作用（経験）の重要性についても語られている。新しいものを前向きに受け止めようとする人々にとっては、これは非常に新鮮な説だったと思われるが「造物主と合して一とならしめん」といった言葉は、フレーベル主義の幼稚園なら当然の表現であるが、これは当時の守旧派に「幼稚園とは耶蘇教を布教するところか」という誤解を与える恐れも十分にあったと思う。しかし、フレーベル自身の宗教観はむしろ汎神論的であり、「造物主」を東洋における「天帝」あるいは「天」と同質のものと考えてもそうずれは生じない。ともかく一見中村のおおらかさが良く出ている文章ではあるが、こうした微妙な部分の文言には、中村も相当神経を使ったはずである。

豊田英雄や近藤 浜らは、フレーベル主義の保育に関しては無知に等しかった。したがって、中村や関の翻訳稿や桑田親五の『幼稚園』における記述を一日でも早く消化、吸収すべくただひたすらに熟読含味したはずである。明治10年代の英雄の「挨拶稿」や「手記」などを見ると中村のこの翻訳稿に見られるような考え方に相当影響を受けていることがわかる。クララの講義にしてもベースは同じだからである。フレーベル流の保育を一日でも早く理解し、定着させようとする立場の者としては当然といえば当然のことでもある。

アジア州の片隅に蒔かれた、たった一粒の種である幼稚園では、日々、泥縄的に保育の「傳習」が実施され、試行錯誤による保育の「実践」が行われたのである。しかし、いかなる新しいものでも、驚異的なスピードで「わがものとする」のは、古くから日本人のお家芸でもある。

豊田英雄や近藤 浜の理解力、実践力は並ではない。中村、関、松野、豊田、近藤らの努力もあって、わが国におけるフレーベル主義保育の初期定着はかなり早い時期に求められるのではないかと考える。筆者は恩物中心保育の大方の初期定着は、明治11年（1878）秋頃としていいのではないかと考えるし、唱歌だけはやや遅れて明治15年（1882）前後に初期定着が見られると考えている。

ついでに述べておくと、当時の保育に対しては、「思想は抜きにして方法の吸収ばかりに汲々としていた」という指摘がある。もちろん、妥当な見解ではあるが、それは一般教育の世界でも、学問の世界でも、美術の世界でも、音楽の世界でも皆同様であり、ひとり保育だけの問題ではない。これはわが国における文化摂取に付随する共通の欠陥なのである。

こうした指摘は、保育界の発展のために必要な問題提起であり、特別に批判するつもりはないが、ただ、発展途上期においては、避けることの難しい「時代的限界」が付きまとうことも理解しておくべきである。確かに思想抜きの文化の摂取は問題である。しかし、欧米に追いつき、追い越していくために、また、目の前の子どもたちのために、先ずは学校の設置、先ずは幼稚園の設置を先行させたのである。

それは、敢えていえば、教育関係者の施策上の高等な「戦略」でもあった。教育学者や政治家がフレーベルの『人間の教育』あたりを読んで「これはすばらしい。これは日本でも実践すべきだ」と提唱することは望ましいことではあるが、それでは義務教育でもない幼稚園の設置などいつまで待っても実現しないのである。

また、正直、信三、クララ、英雄、浜らの幼稚園教育の摂取は「方法」に片寄っていたといわれている

が、これらの人々は意外なほどにフレーベルの教育思想の根幹である「五感の重視」「遊戯（行為）による教育」「相互作用（経験）の原理」「想像力の育成」「創造性の開発」などを理解しており、これらについては現代人と大差はないのではないかとすら思う。方法の摂取云々よりも、フレーベル主義保育の問題は、当時、アメリカあたりでもすでに形式主義、秘儀主義に墮していた、その「方法」そのものにあったのであるがこれは後述する。

豊田、近藤らは、開園後しばらくすると、大方の恩物の使用法については理解し、実践の中でこなしていった。

しかし、「豆工法」や、「摺紙法（注；読みは「しゅうしほう」。折り畳むこと。折り紙）」における「紙の選定」と「染め」の問題など、一部の恩物の使用法や、また、特に「唱歌」については最初はまったくお手上げ状態であったが、二人が優れているのは「ないものは創る」という保育の姿勢を持っていたということである。

当時の保育については、種々問題はあったとしても、二人は目の前の課題に果敢に挑戦し、実際、「ないものは創った」のである。この姿勢こそが、保育において最重要事項の一つと思うがこれこそ現代保育に大きく欠けている部分でもある。

中村の文章には「その身體の力を強くせしめ、その五官の用を働らき出さしめ、十分に天地萬物の世界と、人類の世界とに通融なさしめ、その心思精神を當然の方位に指南し、萬生の根元に導き、造物主と合して一とならしめんと欲す」とあり、フレーベルの究極の教育目標が簡潔に紹介されているが、フレーベルの宗教観や球の哲学などからめてこれを理解するのは至難のことである。

ともかく幼稚園の開業から正規の開園式までの1年の間、明治9年（1876）3月22日、米国へ向け渡航した田中不二麿は、明治10年（1877）1月10日に帰国するまでは文部省不在であり、明治10年（1877）2月15日には、九州で西南戦争が勃発し、9月24日に終結するが、いっぽうでは、西南戦争の最中にもかかわらず、明治10年（1877）8月21日から11月30日まで、上野では第一回勸業博覧会が催されている。

こうしたこともあって、なかなか正規の開園式も開けなかったが、政治家にとっても、官僚にとっても、軍人にとっても、産業人にとっても、新興国らしい慌ただしい落ち着かない日々が続いていたのである。

また、豊田英雄個人にとっても、西南戦争で出兵した実兄の陸軍少佐桑原力太郎が、明治10年（1877）4月6日、田原坂の南方5キロの木留の戦場で戦死するという悲痛な出来事が起こっている。

郵便報知の従軍記者犬養 毅は、3月26日の戦報で「鏖六日日未爽（注；読みは「まいそう」。夜明け）、復た軍を進め、木留村の域外に於て大に劇戦し、漸く前日失ひたる砲臺を都べて残りなく取り戻したり。この戦には、我が左翼の將桑原某が最も勇戦せりと云ふ。」⁹⁾と書いている。部隊編制からいって「將桑原某」は桑原力太郎かと思う。

また、陸上自衛隊の戦史¹⁰⁾は桑原力太郎が戦死する明治10年（1877）4月6日の戦闘について次のように記している。

この日は非常に霧が深く、薩軍は突如として霧の中より出撃し、縦横に夾撃し疾風の様荒れ回るので官軍は到る処で襲撃を受け、後方連絡を断たれた小部隊は僅かに死体の下にもぐつたりして敵弾を避けたといわれている。

また稲村少佐麾下の官軍右翼隊四小中隊も半高山の守地から南下して辺田野の薩軍を攻めたが遂に利あらず、中央、左翼の諸隊と軌を同じくして十五、〇〇頃兵を守線に取めた。一般状勢は次のとおりである。

一、征討総督は滴水の砲台に至り戦況を視察された。

- 二、本戦闘において勝利を取め熊本に進撃できると確信していた官軍は、駄馬五〇〇頭の輜重を滴水の旅団司令部附近に準備したが攻撃の不成功に伴い目的を果たさなかつた。
- 三、本戦闘の死傷者は桑原少佐（Ⅱ／8i長）以下二二五名であった。
- 四、この日八代方面は萩原に、山鹿口は鬼塚にて交戦した。

桑原少佐は、まだ薩軍の戦力が十分に残っていて、両軍が守地を取ったり、取り返したりする激しい戦闘の中で戦死している。こうした悲劇の中でも、英雄はわが国に幼稚園教育を導入し、根付かせるという任務と正面から取り組まなければならなかつた、のである。

1.1.2 クララの来日と結婚

フランスの郵船タナイス号の乗客のひとり、クララ・チーテルマンは、明治9年（1876）8月14日、横浜港で下船している⁽¹¹⁾。クララはかつてドイツに留学していた林学研究者松野 礪と結婚するために来日したのである。

松野 礪は弘化4年（1847）長州藩に生まれるが、幕末、脱藩し、東京で開成学校のスイス人講師カドリールやドイツ人公使館通訳のケンペルマンらにドイツ語を学んでいる。林学研究者の記述⁽¹²⁾によると、松野は、明治3年（1870）、プロイセンに留学する北白川伏見満宮の従者として選ばれ渡欧するが、その後、松野自身も留学生の身分を得て、林学を専攻し、ベルリン郊外のエーベルスワルド官立アカデミーに入学している。遣外使節団の岩倉具視、木戸孝允、大久保利通らは留学生の実態調査も行っていたが、林学という専攻に関心を抱いた一行は、留学生の松野を呼び、林業・林学について語らせるが、松野の話を聞いた大久保は机を叩いて大いに同調し大いに満足したと伝えられている。松野は、滞独中、クララと結婚する承諾をクララの母から得ていたが、明治8年（1875）8月8日、単独で日本に帰っている。

クララは、松野との結婚を遂げるために、松野が帰国しておよそ1年後に来日したのである。しかし、本国での書類の手続きに不備があったようで、早くても3カ月、遅ければ半年ほど、結婚を遅延しなければならない、という事情が発生している。中村理平の著書⁽¹³⁾によると、クララの落ち込みはかなり深かつたようである。

困り抜いた礪とクララは、ドイツの留学仲間で、長州人の青木周三、品川弥次郎の口添えもあって、長州閩の総帥木戸孝允のもとへ相談に行くことになるが、この辺の事情については、音楽史研究者中村理平が、木戸の日記を紹介しながら『洋楽導入者の軌跡』⁽¹⁴⁾において詳しく説明している（中村は分厚い同書の中でピアノ指導者松野クララの一章を設けている）。

木戸は、クララと松野に同情し、結婚前に松野と同棲することなどは考えていないクララを、木戸邸内に住ませるが、クララが英語に堪能であることを知ると、「明治9年（1876）9月26日より翌年1月まで、月100円」の条件で、東京女子師範学校の英語講師の職を紹介する。

しかし、クララは間もなく、同年11月16日に開設予定の東京女子師範学校附属幼稚園の主席保姆として採用されることになる。豊田英雄、近藤 浜らに対するクララの保育法の伝習は、幼稚園開業前の11月6日には開始されている。

したがって、ドイツから来日して、1カ月余の女性を英語講師として採用してみたら、フレーベル流の保姆養成校で学んだ外国人だということがわかって、来日3カ月目には、東京女子師範学校の幼稚園主席保姆として採用した、ということになる。わが国の幼稚園教育は普通にはあり得ない幸運な星の下にスタートしたのである。しかし、これではあまりにも話が出来過ぎている。

クララの来日前に、クララ（あるいは礪）と文部省関係者との間で何らかの約束があったのか、なかつた

たのか、クララが本国で受けたという保姆養成課程は半年だったのか、1年だったのか、修了証明書などは持参していたのか、持参していなかったのか、クララは幼稚園保姆の経験があったのか、なかったのか、あるいはもっといえば、クララは本当に保姆養成学校で学んだのか、学ばなかったのか、重要な情報はすべて謎のままなのである。

はっきりしているのは、ドイツ人クララは、日本語はほとんどできなかったが英語は堪能であったこと、幼稚園教育では重要な楽器であるピアノをかなりの程度弾けたということである。

ともかく、クララはわが国で初めて開設された幼稚園の主席保姆という歴史的な役割を演じることになるのである。また、先の中村の著書によると、磯とクララは、明治9年(1876)12月17日には、精養軒で結婚披露宴をし、同日中に、入籍を済ませている。二人の結婚披露宴には木戸孝允一家、ドイツ人某、野村 靖、品川弥次郎一家、長松 幹一家など、ドイツ人某を除けば長州の関係者12名が出席している。

ちなみに、出席者の一人野村 靖については既述しているように、後に内務大臣となる野村 靖であるが、野村は豊田小太郎と間接的な関わりを持つ男である。幕末、勤王僧月性は、松下村塾四天王の一人、入江久一(杉蔵)に手紙を出し、追伸で豊田小太郎の人物を称揚し、御賢弟にもこのことを伝えるように、と書いたがその「御賢弟」がこの野村である。小太郎を間接的に知る男が、当時、英雄の保育法の先生をつとめていたクララの結婚披露宴に出席しているのである。

松野 磯は、帰国後、大久保の世話で官吏となるが、西郷従道が農商務卿に就任した折り、山林学校設立の提案をし、明治15年(1882)、東京山林学校が設立されると、同時に、初代校長・教授に就任している。後、東京農林学校、帝国大学農科大学で教鞭をとるが、その後、再び森林関係の官吏の仕事に戻っている。松野はわが国林学の祖である。

クララ自身が残した文献はこれまで皆無とされてきたが、筆者はクララが2件の文献を残していることを確認している。もちろん、日本語の読み書きがほとんどできず、会話も不自由であったクララであるから当然代筆の文書である。

一つは明治11年(1878)9月頃にしたと思われる「小児養育実験之説」(三條家文書)⁽¹⁵⁾であり、もう一つは明治20年(1887)中、独逸学協会婦人懇親会の席上、クララが4回に渡って講演したものを代筆者がまとめた「婦人の徒登免(注;漢字表記のひらがなで読みは「つとめ」である)」(発行は明治21年)⁽¹⁶⁾である。これらについて詳しくは後述することにする。クララの書簡については、高橋清賀子が高橋清賀子家文書中の一通⁽¹⁷⁾を論文の中で取り上げたものがある。

1.1.3 クララによる保育法の伝習

東京女子師範学校附属幼稚園の開業は、明治9年(1876)11月16日であるが、保姆の豊田、近藤、保育助手の山田、大塚らに対する、クララが英語で語り、関が通訳するというかたちの保育法の「傳習」は、先にも書くとおり幼稚園開業前の11月6日に始まっている。「傳習」の月日、回数等については高橋清賀子の論文⁽¹⁸⁾に詳しいので以下引用する。

保育の実際を組み立てて行く作業の日々の様子は、英雄の自筆になる「幼稚園日録」のなかに見ることが出来ます。「幼稚園日録」とは、豊田英雄が明治九年十一月六日～明治十年三月十七日までの五ヵ月間、松野クララから受けた伝習の毛筆による記録です。

日録の内容は、

- 1 伝習の行われた場所
- 2 その日の天候と温度

3 来訪者の名前

4 伝習を受けた者の名前

など、事務的な記述のみで、保育内容そのものは一切記されていません。伝習を受けたものとして、豊田英雄、近藤 浜、山田、大塚の四名が記述されています。

来訪者として、撰理中村正直、太政大臣三条実美など。

伝習の回数を整理してみると、

十一月……十七回

十二月……十四回

一月 ……十二回

二月 ……十四回

三月 ……四回

伝習はおおよそ、一日おきの頻度でおこなわれていたことにはなりますが、はたしてドイツ人松野クララからどのように伝習をうけていたのでしょうか。その伝習はドイツ語ではなく、英語でおこなわれていました。通訳は関信三、中村正直の娘たか子、勝海舟の娘目賀田夫人等が務めたといわれています。英語でおこなわれた様子は日録の欄外に記されている「サルスデー thursday」「wednesday」「ソンデー休み」等によって伺い知ることができます。

(注；前村による中略)

伝習の内容がどのようなものであったかを伺い知る資料として、「幼稚園伝習聞書稿」なるものが残されています。英語の通訳を通して聞きとったものを毛筆で書き留めたものですが、明治九年十一月二十五日のものだけでも、何回か書き換えられ、文言が微妙に変えられています。

4カ月余の間に実に61回の伝習を行っているのである。その内容は、高橋清賀子家文書中の「幼稚園伝習聞書稿」、手記「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」(浄書完成は鹿児島出張時の明治12年中か⁽⁴⁹⁾)、手記「恩物大意」、手記「幼稚園」(これは「代紳録 一」の前半を記述するもの)などに残されている。

確かに、高橋がいうように「恩物大意」など豊田英雄の文書は度々書き直しがなされているが、豊田は原意を大切にすることで、その修正は語句の言い換えや言い回しの手直しといったことが主でほとんど原意を曲げるようなことはしていない。

通訳に必然的に付随する曖昧な語句や座りの悪い言い回しについては納得いくまで推敲に次ぐ推敲を重ねているのである。この場合でも、豊田はただの生徒としてのスチューデントではなく、学者としてのスチューデントである。

関 信三は僧侶であるから当然仏教に詳しく、漢学、英語の力も相当にあったが、豊田英雄の学問のバックグラウンドは、先生である松野クララや関 信三と対等以下のものではない。したがって、英雄はクララの講義を編集し、保姆養成に使いやすいテキストとして、「代紳録 全」、「代紳録 二」(いずれも高橋清賀子家文書)、「代紳録 三」(鹿児島で作成したもの)を作成し実際に用いることができたのである。

1.1.4 クララの幼稚園教育啓発

南雲元女の論稿によると、松野クララは、明治10年(1877)8月、群馬県に出向し、前橋と高崎で「幼稚園開誘式」(注；デモンストレーションのようなもの)と「幼稚園設置ノ要旨ヲ演説」をしており、大きな反響を呼んだことが記されている。『高崎教育史 上』には当時の記録として「衆庶ヲシテ參觀セシ

ム之ニ因テ有意輩幼稚園ノ教育ニ最モ大益アル事ヲ主唱シ或ハ親シク之ヲ參觀シ衆庶ヲ勧誘スルニ至レリ」(学務課考績録)⁽²⁰⁾と述べている。

クララは、前橋と高崎で「桃井小学校ニ於テ八月六日ヨリ同八日迄、高崎学校ニ於テ同九日ヨリ十日迄」⁽²⁰⁾デモンストレーションと講演をしたという記録がある。しかし、明治10年(1877)の文部省年報では「本年八月東京幼稚園保姆松野クラ、ヲ招キ県下前橋町並高崎駅(注；鉄道の駅ではない。鉄道はまだない。宿場)ニ幼稚園ノ要旨ヲ演説セシメ且ツ授業法ヲ行ヒ衆人ヲシテ縦覧セシム之ニ依テ管下ノ人庶其有益ニ感スル者少ナカラス因テ縷々説諭ヲ加ヘ漸ヲ以テ設置ノ挙アラント」⁽²¹⁾とあり、前橋町と高崎で講演とデモンストレーションをやったことが書かれている。クララの講演とデモンストレーションには多くの人々が関心を示したようである。クララは夏休み(土用休み)中であるが、通訳としては松野 圃あたりが同行したものと思われる。

クララが一粒種の文(注；ふみ)を生むのは、明治10年(1877)10月12日のことであるから、群馬へ出向いたのは実に妊娠8カ月の時である。当時の道路事情、交通手段等を考えると、かなり無理のある話であるが、クララを呼んだのは、吉田松陰の義兄で群馬県令をしていた楫取(注；読みは「かとり」)素彦である。

楫取は、坂本龍馬が薩長同盟を画策した際に、薩摩に兵糧米を送る一件で一関わりを持った人物であるが、松野にとっては、楫取は郷里長州の先輩であり、藩校の先輩でもあるため、楫取によるクララの群馬出張依頼を断り切れなかったのかと思う。

楫取は、維新直後は、上野国の旧幕府直轄領岩鼻県の県令であったが、県令当時、高山彦九郎の子孫を呼び微禄を与え、名字帯刀を許したという事績などもある。前橋の旧迎賓館臨江閣は、明治17年(1884)9月、楫取が群馬県令時代に地元有志と建てたものであるが、楫取は地域開発に積極的であり、群馬における幼稚園設置もその想定内であったものと思われる。

明治15年(1882)の文部省年報によると、群馬県では「十四年師範学校内ニ幼稚遊戯場ヲ仮設シ保姆ヲ附シ該校女生徒ニ保育術ヲ練習セシムルタメ稚児三十有余名ヲ募リ入園セシムルニ至ル」⁽²²⁾とあり、明治14年(1881)11月、師範学校内に幼稚遊戯場を仮設しているが、明治15年(1882)度の県会で設置が否決され、明治15年(1882)7月には、廃止されている。

しかし、このことを惜しむ地元の富商下村善太郎(注；後、前橋市長)が寄付をし、これを前橋の小学校内に移し、明治16年(1883)8月、前橋市に群馬県最初の幼稚園が設立される。これは他県に比べてもかなり早い時期のものであり、松野クララのデモンストレーション及び講演による影響と考えていい。

高崎においても、明治19年(1886)2月、高崎第一尋常小学校附属「幼稚開誘室」が発足し、これもクララのデモンストレーション及び講演の影響を窺わせるが、明治21年(1881)12月、町立高崎幼稚園が誕生している。

この幼稚園の初代園長は、高崎尋常小学校長堤 辰二が兼任しているが、最初の保姆は同小学校訓導で堤の妹きよである。堤 きよは、慶応4年(明治元年・1868)、高崎藩家老の家に生まれているが、14歳で東京女子師範学校に入学し、一時、多賀(鳩山)春子宅に寄寓しながら、同校附属幼稚園でも保育法の勉強をし、明治17年(1884)、3カ年の課程を卒業して高崎に帰り、フレーベル流の恩物中心保育を実践した。堤 きよは高崎のフレーベリアンとして一粒の種を蒔いたのである。2008年現在、高崎市内には、公立4、私立20の幼稚園がある、という。

1.1.5 クララの「乳児養育論」と「講演記録冊子」

松野クララが伝習した保育法の内容については、豊田英雄が残している数種の「代紳録」(高橋清賀子

家文書)や豊田の手記「恩物大意」(お茶の水女子大学)などから窺い知ることが可能である。また、豊田英雄がクララの講義記録を編集し、自身の講義に用いた「代紳録 全」や「代紳録 二」は、東京女子師範学校、鹿児島女子師範学校で保姆養成のテキストとして使われた保育史的に重要な資料である。

ただ、クララの講義はすべて松野クララの自前の保育論というわけではない。もちろん、クララはフレーベルその人ではないし、クララ誕生の前年にフレーベルは亡くなっているから、一部に誤解されているようなフレーベルの直弟子というわけでもない。あくまでも「フレーベル流の保姆養成校で学んだ」とされているドイツの一女性である。

クララの保育法伝習の講義に用いたテキストは、ドイツ語のものを英語で語ったというよりは、おそらくは関が適切な「英語のテキスト」を選定し、これをクララが読み上げ、関が通訳した、と考えるのが妥当であろう(関がドイツ語ができたという話はない。関にとって、より正確を期すために、事前に予習ができる英語のテキストの方が好都合であることはいうまでもない)。クララが、ドイツの保姆養成校で講師などの経験を持っていたら、こうした講義ももっとスムーズにいったと思うが、クララの場合、あったとしてもせいぜいドイツの保姆養成校で保育の講義や保育実践を学んだことがある、といったことではかないのである。

クララは、その人となりを知る人々がそろって親切で、正直で、記憶力の良い、誠実な人柄であったと語っているから、保姆養成校で学んだという虚偽の経歴を語ることはないとは思いますが、当時、クララがどの程度の保育理論の理解や保育実践力を身につけていたのかは不明である。

ただ、クララは幸い子どもが好きで、ピアノによる伴奏だけでなく、遊戯などの保育活動にも自ら進んで関わっている。日本語ができないというハンディはあったが、唱歌などは日本語でうたえるようになり、クララ自身、日本で保育法の講義や保育の実践をしながら、保育者として成長していったのではないか、と思われるのである。

クララ自身の考えや経歴が不透明であるのは、クララが日本語が得意ではなく、クララ自身の書簡、論稿等がいっさい残されていないためである、とされてきた。

しかし、先に述べるとおり幸い筆者の手元には、本研究の資料収集のプロセスでたまたま入手した、クララ自身の考えを述べた(もちろん身辺にいた日本人による代筆である)、明治11年(1878)9月頃のものと思われる「小児養育実験之説(毛筆)」(三條家文書)と、明治20年(1887)中、独逸学協会婦人懇親会の席上、4回に渡って講演したものをまとめた「婦人の徒登免(活字)」(発行は明治21年)のコピーがある。

これらは、前者は来日2年後のものであるが乳児保育について述べたものであり、後者は乳児期、幼児期に触れるものであるが、明治20年当時の考えを示したもので必ずしもクララの来日当時の考えと完全に同一とはいえない。しかし、内容的、時期的なずれはあるが、わが国の幼稚園教育導入と定着に貢献した、最大の功労者の一人である松野クララ自身の考えを知ることのできる、貴重な資料であることには間違いない。

前者の「実験」は自然科学の実験とは異なり「実際の経験」といったほどの意味であるが、文書の内容は、明治10年(1877)10月12日に生まれた、クララの子どもの文のおよそ1年間に渡る乳児養育の経験と、おそらくドイツ語や英語による子育て書などを参考にしながらまとめたものを、代筆者が毛筆で綴ったものである。この文書の冒頭は次のとおりである。

凡ソ小児ノ養育スルノ方法ハ古来諸氏ノ説極メテ多ク枚擧スルニ違(注;読みは「いとま」)アラスト虽要スルニ先ツ其児ノ稟賦ヲ察シ生長ノ度ヲ計リ衣服飲食ヲ節用(注;読みは「せつよう」)。費用

や勞力を節約すること)シ身體ヲ清潔ニシ且ツ介抱ヲ適宜ニスルニアリ我輩今茲ニ一女兒ヲ持テリ齡
 七殆ト一年ニ滿タントス我輩素ヨリ多務貧困ニシテ悉ク其良法を施ス能ワスト虽幸ヒニ天助ヲ蒙リ
 未ダ曾テ危險ノ疾病其他ノ障礙アルヲ見ス健(注;健の異体字)全平安ニ生育ス依テ以テ我輩該兒ニ
 應シ施行セシ實驗ヲ概陳スヘシ然レト此事ノ果シテ各兒ニ適スルヤ否ヤハ我輩敢テ之レヲ保証セス
 唯々有兒者ノ参考ニ備フルノミ

クララは、小児養育に古来諸説があるとしながら、小児養育は「要スルニ其兒ノ稟賦ヲ察シ生長ノ度ヲ
 計リ衣服飲食ヲ節用シ身體ヲ清潔ニシ且ツ介抱ヲ適宜ニスルニアリ」としている。その子の素質(個性)
 を見て取り、発達の状態を見極めながら保育にあたるべきだとしていることを読む限り、クララはフレー
 ベリアンとして幼児教育の基礎をしっかりと踏まえているといえる。また、自分の子どもが「殆ト一年ニ
 滿タントス」といってることから、この文書は、明治11年(1878)8月か9月頃に書かれたものであるこ
 とがわかる。

ただ、「我輩多務貧困ニシテ」のくだりは、幼稚園に勤務しているクララが多忙であることは理解でき
 るが、クララ自身、当時、東京の正規の小学校教師や警察官が月給7、8円の時代に、執筆の時点で、月
 給40円か50円を貰っており、また、夫松野 礪も留学帰りのエリート官僚であり、クララが手記を書き上
 げる2カ月前の、明治11年7月の『官員録』の冊子⁽²⁾によると、地理局御用掛准判の身分で月給60円を貰っ
 ている(礪は、明治14年、山林局勤務時には月給90円になっている。また、明治15年には、官立の東京山
 林学校長となっているからもっと多額になっているはずである)。

クララのこの文書の執筆当時、夫婦で月約100円の収入であるから松野家は「貧困家庭」などではない
 のである。もちろん、当時の附属幼稚園園児の家庭のように「大富豪」クラスではないかもしれないが、
 大多数の日本人家庭から比べたら羨ましいほどに経済的に余裕のある暮らしであり、家政婦なども2、3
 人は雇えたはずである。

ただし、ドイツ人女性は、ほとんど例外なく家事をきちんとこなす、しっかり者で、働き者が多いこと
 からすれば、松野家でも家政婦を何人も雇うようなことはしなかったかもしれないが、クララのいう「我
 輩多務貧困ニシテ」はあくまでもクララなりの「謙遜」なのである。クララは続けて次のように述べてい
 る。

我輩實ニ明治十年十月十二日ヲ以テ一女兒ヲ設タリ其稟賦骨格ホハ健兒ノ部類ニ属シ普通ノ景況皆備
 リ便通ホモ適宜ナルヲ以テ更ニ他ノ方法ヲ施サス直ニ浴場ヲナサシメ十二時間ヲ經テ生母ノ乳汁ヲ與
 ヘ忝ニ所謂「マクリ(注;不確かであるが海草から作る虫下しのことか)」ナルモノハ用ヒシコトナ
 シ何トナレハ生母分娩マデ停滯セル乳汁ヲ以テ之レニ與フレハ自カラ便通ヲ促シ汚物ヲ泄スノ功アリ
 是レ天然ノ良劑ナリトノ説アルヲ以テナリ

一 食餌ハ生後二三ヶ月ノ間ハ一日一時間毎トニ五分乃至七分時間生母ノ乳汁ヲ與ヘ夜間ハ寢後大概
 三回宛四五ヶ月ニ至リ漸ク其度ヲ減シ其量ヲ増シ凡ソ一日八回時間ハ七分乃至十分夜分ハ前六カ月ニ
 至リテ初メテ牛乳ヲ一度ニ五夕(注;読みは「せき」。単位勺のこと)へ清水二小匕(注;読みは「さ
 じ」)ヲ混和シ一日三度母乳ヲ五回トス七ヶ月頃ヨリ徐々ニ母乳ノ量ヲ減シ九カ月目ニ至テハ少シク
 不快ナルカ若シクハ他ノ事故アラサレハ夜間ノ外ハ母乳ヲ與ヘス(注;この項前村による以下略)

クララにとっては、外国での出産、育児であるから、苦労も多かったと思われるが、事細かな知識はド
 イツ語かあるいは英語の育児書などを参考にできたであろうし、もちろん母国にいる母親や姉からのアド

バイス等も得ていたと思われる。以下もかなり詳細に育児法を述べている。

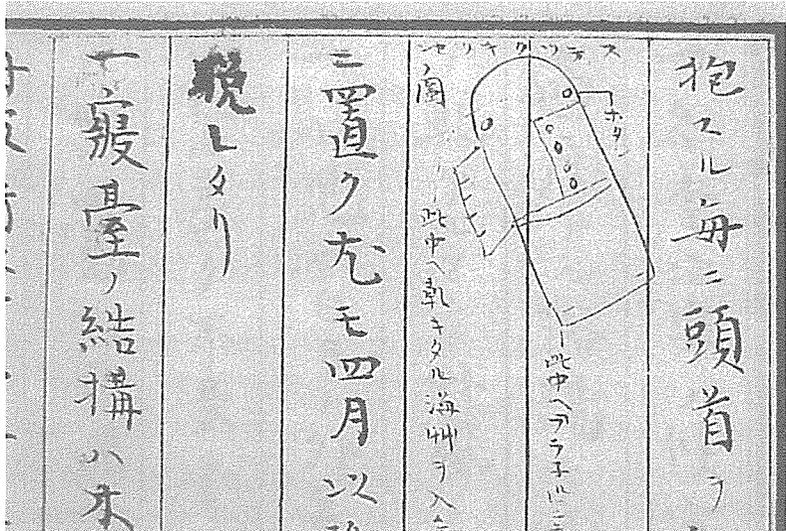
- 一 出生以来未ター日モ浴湯ヲ怠リシトナシ夏季炎熱ノ際ハ朝夕両度其余ハ一日一圃華氏ノ九十度内外ノ温湯ニ入レ全身浴施シ且白布ヲ以テ口中及ヒ舌上ヲ洗濯シ小児ノ腸胃ヲ損シ且ツ嘔吐ホヲ催スハ多ク口(注;判読できず)ニ因ルト云平素ト虽便ノ通スル毎トニ必ス海綿ニ微温湯ヲ含マセ下部ヲ洗除シ能ク拭ヒ於(注;読みは「かわか」。乾の異体字)シテ天花粉(注;天瓜粉とも書く。キカラスウリ、シナカラスウリなどから作る。吸湿性が良いことから江戸時代から乳児のあせも予防などに用いられている)ヲ摩擦シ置キ務メテ身体ヲ清浄ニスルヲ要ス
- 一 衣服ハ時季ニ應シテ差別アリト虽必ス膚着ハ常ニ白布ヲ用ヒ白「フラ子ル」ノ幅二寸五ア(注;分のことか)丈ケ巻尺五寸ナルモノヲ以テ腹部ヲ巻キ膚ニ白布ノ濡伴(注;濡袴、ジュバンのこと)ヲ着セ白「フラ子ル」ノ長着袖ナキモノヲ穿タシメ上ニ白ノ紋金巾ニテ製シタル筒袖ノ短衣ヲハオリ腰下ハ例ノ襪(注;読みは「むつき」)ヲ當テ又二尺四方ノ「フラ子ル」ヲ以テ密包シ又冬季ニ至レハ外套ヲ「フラ子ル」ニ換ヘ稍暖氣ヲ催スニ随ヒ衣ヲ薄クシ復時ハ全ク「フラ子ル」ヲ除去シ金巾若シクハ麻製ノモノヲ用ユ但シ足袋ハ夜分寢ル片ノ外敢テ脱セシメス
- 一 嬰兒二三ヶ月ノ間ハ未タ筋骨頗ル軟弱ニシテ携抱スル毎ニ頭首ヲ動揺スルヲ以テ常ニ「ステックキッセン」トテ圖(注;図は写真参照)ノ如キモノニ入レ持扱ヒ兒ノ眠ムル片ハ静カニ其儘之レヲ寢臺ニ置ク尤モ四月以降ハ首筋漸ク堅固ナリ故ニ此器を脱シタリ
- 一 寢臺ノ結構ハ木ニテ高サ一尺許ノ臺ヲ造リ上ニ極大ノ丹波行李ヲ置キ裏面ヲ白布ニテ包ミ敷蒲團ノ代リニ麻布ノ袋ヘ蕎麦殻二三寸ノ厚サニ盛り行李底ニ敷キ白布一重ヲ掩ヒ其上ニ卧(注;臥の異体字)セシム(注;以下中略)蕎麦殻ヲ以テスレハ之レヲ洗淨シ易ク且ツ之レヲ取換ヘルモ容易ナルノミナラス該殻タル軟硬適宜ノ質アツテ小児ノ脊骨曲成スルノ憂ナカラシムト云フ
- 一 冬季互寒(注;読みは「ごかん」。極寒のこと)ノ室中暖ムルニ華氏ノ六十三度ヲ以テ適度トシ浴湯モ亦其室中ニ於テ行ヒ浴後ハ必ス頭髮ノ於ケルマテ外風ニ當ルヲ禁ス
- 一 小児ハ白日ノ外氣ニ觸ル、ハ頗ル健康ニ益アリト虽夜氣ハ甚タ不良ナリ殊ニ戸隙及ヒ渡リ風ホハ大イニ害アルヲ覺フ(注;以下この項省略するが、これが我児の目脂の因となったことなどを述べている)。

クララがここで紹介している「ステックキッセン」は次の写真に見られるようなものであるが「西洋版おくるみ」といったところであろうか。クララといえはわが子文を抱いた写真が良く知られているが、その写真で文が包まれているのが「ステックキッセン」であろう。

ちなみに、クララの写真は文を抱いた写真だけが諸文献で取り上げられており、鼻の高い、目の鋭い、やや怖い外国人女性という印象が定着している。しかし、中村理平が南雲元女から拝借して『洋楽導入者の軌跡』に掲載している写真⁽²³⁾の中には、やや若い時期のものがあって、この写真では、ややふっくらとした顔立ちであり、温厚そうで、誠実そうな若い女性の表情であり、良く知られている写真の印象とはかなり異なっている。

巖谷小波は少年時代にクララについてドイツ語を習った人であるが「尤もあの高い鼻、一寸こはいような目付だけは、今でも眼に残つて居ます。そのくせ至つてやさしい、親切な婦人でした。あの頃、私がいつそ今三四年幼なかつたら、それこそキンダアガアテンに入って、ほんとに可愛がってもらへましたらうにと、今更惜しい様な氣がします」⁽²⁴⁾と述懐している。

豊田英雄は、最晩年に、倉橋にクララのことを尋ねられ「あれはドイツの人ですが、自分の子も連れて



写真(6)ー1 「小児養育實驗之說」の表紙と「ステックキッセン」の図

来て、手をたゝきながら、日本語で唱歌をうたつた。記憶のいい人でした。娘さんはおふみさん。

松野 礪さんがなくなられてから、ドイツへ歸られて、その後消息が無かつた。どうされたか。立たれる時には、どこ迄だか送つて行つたが、どこ迄じやつたか忘れました。」⁽²⁵⁾と答えている。

松野 礪が亡くなるのは明治41年(1908)のことであるから、それ以降のある年に、クララがいよいよ帰国するというので、水戸にいた英雄にも連絡があり、東京あるいは横浜まで見送りに行ったのであろう。保育の「傳習」時代から30年以上経ち、別々の土地に住むようになって、好誼は続いていたのである。

再び「小児養育實驗之說」に戻ると、クララは細心の注意を持って育児にあたるべきだと述べているが、クララの子どもを見る目は大らかであり、決して神経質なものではない。

一 一説ニ吾人小児の啼クヲ見テハ飢タリト憶測シ直ニ乳房ヲ含マシム是レ甚タ誤ナリ小児未タ言語不適ノ際ハ諸事ヲ訴フルニ啼號スルヲ以テ常トス猥リニ乳房ヲ用テ之レヲ静止スレハ後チ習慣トナリテ乳房ヲ以テ翫物トナシ遂ニ制限ナキニ至ル宜シク他ノ手段ヲ以テ之レヲ静ムヘシ又小児ノ適宜に発声シ啼呼スルハ却テ運動ノ代リトナリ自カラ消化力ヲ助クルモノナリト故ニ我輩兒ノ啼スルハ更ニ意トセス其時至ラサレハ飲食ヲ與ヘス

小児は泣くことによって様々なものを訴えているのであって、泣くからといって、みだりに乳房を含ませるようなことをしていたら悪習慣が身につくだけだ、と忠告し、「小児ノ適宜に発声シ啼呼スルハ却テ運動ノ代リトナリ自カラ消化力ヲ助クルモノナリ」というように、適宜に泣くのは運動になり消化も助けるといっているのであるから大らかである。また、幼稚園保姆の心掛けとオーバーラップするものとして次のような記述もある。

一 或説ニ云ク苟モ慈母又ハ看護者ノ如キ其兒ニ近接スル者ハ兒ノ天賦及ヒ容臬(注；貌の異体字)ヲ了知シ且ツ慣習動止ニ注意シ聊カ不例ノ徴候アルヲ見ハ速ニ療養スヘキハ言ヲ埃タス預メ未發ニ防クヲ肝要トス我兒生來壯健ナリト虽ト本年四月中少シク發熱セシアリシカ初菌發出ノ際ナレハ速ニ

脚湯ヲ施シ汗ヲ取り食餌ヲ節減セシメタルヲ以テ幸ヒニ危険ニ陥ラスシテ連々容易ニ発齒シタリ又六月ノ末ニ時季ノ感冒ニ因テ微下痢ヲ催セシ門アリキ依テ當度モ迅速ニ発汗セシメ而シテ頓ニ牛乳ヲ廃シ母乳ヲ與ヘント欲レト如何セン其量寡キヲ以テ牛乳ヘ「カルキ」水三分ノ一和シ之レヲ與ヘ是レ池田侍医ノ處方ニ因ル後チ乳母ヲ雇フテ養ハシメタレハ速ニ全快スルヲ得タリ

特に「苟モ慈母又ハ看護者ノ如キ其兒ニ近接スル者ハ兒ノ天賦及ヒ容臬ヲ了知シ且ツ慣習動止ニ注意シ聊カ不例ノ徴候アルヲ見ハ速ニ療養スヘキハ言ヲ俟タス預メ未發ニ防クヲ肝要トス」と言い、「慈母又ハ看護者」をそのまま「保育者」に置き換えても不自然ではない文意である。子どもを養育する者は、その子の天賦の質や容貌を察知し、かつ、日頃の習慣、動作の変化に注意し、変わった徴候があれば即座に対処すべきである、また、何よりも予防こそが肝心である、と語っている。

ただ、このことは母親や保育者にとってそう簡単なことではない。日頃から、感受性を磨き、観察眼を鋭くし、様々な事態に対応できる対処法を身につける努力を続ける、ということが前提となるからである。また、クララは次のような内容を付け加えた後、「小児養育實驗之説」を結んでいる。

一 一醫師ノ云ク乳母ヲ雇ハ、其質ノ健全無病ナルハ勿論大概其兒ノ出生同時ナルモノヲ撰フヘシ然ラサレハ其乳養兒ニ適セサルノミナラス間々害ヲ来ス門多シト我輩本年七月中豆洲熱海（注；熱は熱の異体字）ニ旅テーノ乳母ヲ雇ヒ一日四回宛如何トナレバ前條ニ述ル如ク我兒ノ下痢後少シク疲勞ノ体アルガ故也我兒ヲ乳養セシメタリキ該乳母タル其質ハ健剛無疾ナリト虽其兒ハ客年五月ノ出生ナルヲ以テ我兒ト其生時ハ不同ナリ然ルニ更ニ其害アルヲ見ス却テ下痢後ノ疲勞ノ快覆シ全ク健（注；健の異体字）壯ニ至リタル覺ユ但シ同時ナルヲ撰フハ肝要ナルヘシ
以上略述スルハ我輩親シク我兒ニ就テ實施經驗セル所ニ係ル故ニ未タ小児養育ノ全備セルモノニハアラスト虽我輩ハ尚今後先學ノ教ニ則トリ慎テ天賜ノ愛兒ヲ保育セン門ヲ務ムヘシト（注；世の異体字）諺曰人ノ父母トシテ慈愛ノ心ナキモノアラスト虽慈愛ニ溺レテ天則ニ悖（注；読みは「もと」。もとる。意味は反する）ルハ却テ慈愛ノ心ナキカ如シト宜哉此言ヤ

クララは最後に「諺曰人ノ父母トシテ慈愛ノ心ナキモノアラスト虽慈愛ニ溺レテ天則ニ悖ルハ却テ慈愛ノ心ナキカ如シ」と「慈愛」の問題について語るが、現代でも「愛情」と「溺愛」の区別のつかない人が多いわが国においては、これもまた親や幼児教育者にとって大きな課題といえよう。

こうした細々とした子育てに関する情報が、当時の日本人に向けて発信されたならば、相応の反響を呼んだと思われるが、この文書はどのような使われ方をしたのか明確ではない。

この文書が教育雑誌などに公表されたものであるなしに関わらず、クララがなぜ三條家文書に残るようなこうした文書をわざわざ書いたのか、あるいは書かなければならなかったのかも、謎である。考えられるのは、東京女子師範学校附属幼稚園の主席保姆として採用されたクララではあるが、その力量（業績）を証明するものが何もなかったのではないかと、ということである。いくら当時の学校あるいは文部省といっても、学業終了証明書とか、採用試験の点数とか、その業に関わる一定以上の経験年数とか、あるいは水準以上の具体的な業績物が求められたかと思う。

豊田英雄や松本荻江は試験採用である。武村千佐子（耕靄）は、日記に見るように、中村正直から課題が与えられ、写生と翻訳文を提出し、それが文部省側への力量（業績）の証明物となったと考えられる。豊田英雄や近藤 浜が月給20円や15円程度の時期に、クララは豊田、近藤よりそれぞれ7歳、13歳年下であるにも関わらず、40円か50円の給料が払われているのであるから、会計上もその業績（力量）が求めら

れなければならなかったはずである。そのことがあって、文部省からクララに提出が求められ、提出された文書を文部省から太政大臣三條実美に報告したということかと思う。

いずれにしろ、この文書は、わが国の幼児教育史上最も重要な位置にある人物の一人である松野クララの文献として、文部科学省の明治初期の教育史や幼児教育史においても記録しておくべき文献であろう。この文書が斯界においてなかなか注目されなかったのは筆名が「松野久良々」となっていたからである。その点は『婦人の徒登免』も同じである。

クララのもう一つの文献は、明治20年(1887)中の「獨逸學協會婦人懇親會」におけるクララの4回にわたる講演を、明治21年(1888)1月、益森英亮が著作者兼発行者として出版した『婦人の徒登免』である。

明治20年(1887)2月第二火曜日の第一回目の講演では、乳児の教育がテーマであり、クララは「子供を教え育てるには、大概の人が、五歳か六歳ばかりになりて、始めて學校へ参ります時からの様に思ひますが、決して左様なものではございません。最早生れて母親の手にある時から、始まらなければなりません」と切り出した後、続けて次のようにフレーベルの紹介をしている。

今より、百六年前ほどに、フリードリヒ、フリーョーベルと申す人がございました。此人は子供の育方について、いろいろ心を用ひまして、そして其事について規則を立てました。一体此人はたいそう子供を愛しまして、殊に生まれたちの赤兒を最も愛しました。終に一生そのことばかりに力を盡しました。其規則に従ひますれば、子供は遊びながら、自然と物を習い覺へるやうに、その母親が子供の遊びに能く氣を付けて、成丈善き方に導き、悪い方に傾かないやうにしなければなりません。其の目的からして、フリーョーベルは、幼穉園といふものを拵へました。幼穉園といふものは、子供の花園といふ意味でございまして、花園の花をよく咲しますには、植木屋が枯た枝や悪ひ葉は剪(注；読みは「はさ」)みとり、肥料を與へたり、又あらい雨風や雪霜のために傷められなひやうに、いろいろ手當をいたし、丹精しなければなりません。その花にたとへたる子供を善く教へ育てるにも、矢張これと同じやうな理でございまして、その枯た枝や悪ひ葉を取り除るやうに、悪ひ事に傾く時は早く矯正し、また常に悪ひ方に傾かせぬ為めに心を用いて、假初にも教になることを擇まなければなりません。

幼稚園の「園」すなわちドイツ語の *Garten* は庭園、菜園、果樹園のことであるが、クララは幼稚園は幼児を育てる「花園」であるとしている。フレーベルは幼稚園の幼児を草木になぞらえ、保育者を庭師になぞらえている。こうした見方は豊田英雄の手記等にもしばしば繰り返されているところであり、フレーベル、クララ、関、豊田、近藤らが基本的に共有する世界なのである。古来、自然と一体化して生活することを喜ぶ日本人にとっては受容し易い教育論だったと思う。

フレーベルはこのことを自著『人間の教育、上』⁽²⁶⁾の中で情熱をこめて語っている。

若い動植物に休息を与え、それへの無理な、干渉がましい働きかけを避けようとするのも、無理に干渉すれば、動植物の純粋な發育と健全な生長が妨げられるのを知っているからである。しかるに、人々は、若い人間を、欲するままにこねあげることのできる蠟か粘土の塊とみている。(注；前村による中略) 園丁が、剪定にさいし、全く受動的に、注意深く、葡萄の樹の本性に従うのでなければ、剪定によって、たとえそれが多分に善意から出たものであるにせよ、葡萄の樹は、全く枯れてしまうかもしれない。少なくとも、実を結び、生み出す力は、破壊されてしまうだろう。自然物およびその処理の場合は、われわれはきわめてしばしば正しい道をとる。しかるに、人間の場合は、全く誤った道を

歩む。しかも、自然と人間のなかには、一つの源から発し、同一の法則に従って働くもろもろの力が働いているのである。それゆえ、自然の注視と観察は、この面からも、人間にとってきわめて重要である。

豊田は、保姆見習科の修了式の挨拶の中で「夫レ植物モ之ヲ耕鋤シ、之ヲ培養シテ益々力ヲ用キザレバ鬱衍播茂シテ良果ヲ結ブ事能ハズ、人類ノ教育亦何ゾ之ニ異ナラン、(注；前村による中略)今彼霄々(注；読みは「しょうしょう」)トシテ雲聳(注；読みは「うんしょう」)スル巨樹モ其雙芽(注；読みは「そうが」)。双芽)ナルニ当て或ハ之ガ賦性ヲ屈撓スル事アレバ、何ゾ茲ニ至ルヲ得ンヤ、幼稚教育ノ理亦之ニ等シ」⁽²⁷⁾と調子高く力強く語っており、また、その手記「代紳録 全」においては「美雄曰小児ヲ養成スルハ五穀農業種藝ノ道ト異ナル丁更ニナシ故ニフレヘル氏ハ樹木學より來リシ是其證明ナリ」⁽²⁸⁾と書き込んでいる。

松野クララや豊田美雄らはフレーベルの保育の根幹をしっかりと受け止め自分のものとしているのである。

クララは、乳児が椅子や座布団の上に座ることができないような時期には、フレーベルの第一恩物球の遊びが有効であると語っている。第一恩物は六つの色の鞠(毬)で、毛糸でできているが、それぞれ紐がついており、単に丸い玩具として扱われたり、動物や昆虫などになぞらえて用いたりするもので、子どもの手に持ち易く、かといって口には入らない程度の大きさのものである。クララは次のような例を説明している。

(子どもを)寝台の上か或は坐敷の敷物の上に轉ばし、上から一つの赤き鞠を子供の目より一尺ばかりへだて、胸のあたりにむかいて釣下げ、何か調子の正しき小歌をうたいながら、その鞠をあちらこちらへ振動します。然(注；読みは「そう」)しますると子供が直に氣を付けまして、鞠の動く方を見ますから、自然と目の機能(注；「はたらき」と読ませている)が鋭敏(注；「するどく」と読ませている)なり又一つの目的を視定めることになれます。歌を聞いては調子を感じ、そのあいだ自然と楽しみて退屈を忘れます。(注；前村による中略)そこで段々子供が大きくなるに従ひて、其鞠を自分で取ろうと試み、度々試みるうちに、腕や足に力を入れますから、次第にその筋や骨も丈夫になり、なみの抱きかゝへして育てたる子供よりは早く這い、又立つことも出来ますものでございます。身体がつよくなるばかりではございません。性質も自然と活潑になります。何故なれば早くより自分で獨立(注；「ひとりたつ」と読ませている)ことを習ひ試み、又獨(注；「ひとり」と読ませている)でその目的(注；「めど」と読ませている)に達したゆへでございます。

元々、第一恩物は乳児向きとされているが、豊田もその著書『女子家庭訓 上』(明治34年(1901)発行)の中で、小児も生まれて二三ヶ月も経過すれば「小児のため手に一握ほどなる、糸製の球を造りて與へ、又他に害無き玩具を與へて、其心を慰ましむべし」⁽²⁹⁾と述べている。また、後述することになるが、美雄は保姆時代の早い時期に「六色からなる球」それぞれの歌の訳詞をしている。

クララも、美雄も、それぞれ、明治20年代、明治30年代になっても、フレーベリアンなのである。また、ここにある内容は明治10年(1877)前後に「傳習」済みのものである。

クララは「明治廿年四月第二日曜日婦人懇親會」の講演では、生後1年以降の子供の育て方について語るが、子どもには個人差があるため、機械的に適用はできないと断りを入れた上で次のようなことを述べている。

小兒を能く教へ育るには、第一にその小兒の行ひに氣をつけて其性質を知（注；「しら」と読ませている）なければなりません。（注；前村による中略）小兒は只遊ぶと飲むと喰ふと寝とにて、外のことはいたしません。小兒の遊びは小兒の世わたり生活でございますから、小兒はすべて世の中の物事を遊びと思ひ、目に見ゆるものや耳に聞くものや身体に觸ることも、みんな己の為の遊びと思ひます。

（注；前村による中略）小兒の一ばん始めての學問は遊びでござります。そして其小兒の周囲にあるものや、見（注；「あら」と読ませている）はれる事柄は小兒の為めの教師ともなり、又手本ともなるものでござります。

幼児にとって、遊びは生活そのものであり、遊びは学習そのものであるという論であるが、現代の大方の幼児の遊び理解とまったく同一である、というよりは、こうした子ども理解は現代にまで脈々と受け継がれてきたのである。豊田英雄も「保育の栞」の中で「開誘（注；保育）の仕事は皆遊戯と心得たらんには大なる誤ちなかるべし。」と述べている。

クララは「明治廿年六月第四水曜日婦人懇親會」の席では、前回の講演を承けて、遊びの「模様」と「要用」について語っている。

小兒が極く小さく十分言葉が通じないときには、其の父母や或は教師の教ゆることが、どふいふ働きを小兒の心にあたへるかを知ることは甚だ六かしきものでござります。併し小兒の遊びかたによりて其の心の底は知らるるものでござりまして、すべて小兒は三つの仕方に於て其の性質を著はすものでござります。三つの仕方と申すは顔つきと言葉とそして行ひでござります。この三つは小兒の遊びの内に常に著れまして、そこで父母や教師がたとへ其の小兒の遊びがいくら不器用または不十分に見へても、決して其の仕方上邊計りに眼を着けないで、必ず其の行ひに就きて心の働き、即ち小兒といふものは大人から見れば甚だ不十分の遊道具を持ちて世の中の満足したものの真似を致すものでござります。假令は二つ位の小兒は父親の杖を横にして其の上に乗し、ポッチャンは腰を掛ける杯といひ、又紙切れを持ちては、新聞紙や書物杯を讀むといひ、砂糖か菓子を買ひ、まんまんごをいたし、即ち料理の真似をし、また時としては、むすこと娘兄弟で遊ぶ時にはよく夫婦となりた真似をしますが、その時は夫婦喧嘩の真似や父親が母親を叱る真似などいたしまして、其の父母の行ひのよき事もわるき事もみんな著わします。是れが則ちその父母は平生氣が着ないで居ても、いつか其の小兒の心の働きに與へたる結果と申すものでござります。かやうに小兒の遊びは小兒の性質や考も寫し出す鏡でござりますから、其の父母や教師はよき事計り其の鏡に現はれる様教え導かなければなりません。

子どもの心は、遊びにおける子どもの顔つきや言葉や行いを見て把握することができる。子どもの見立て遊び、象徴遊びなどは、その子の性質や、考えや、生活の中での出来事などを良く反映する鏡である、と語っており、聴衆も同感するところが多かったのではないかと思う。

小兒は其の遊びのうちと遊びに伴ふて物事を正しくすること、時を違えぬこと、勉強すること、物に耐え忍ぶこと、人と交わること、人に従ふこと、人と結ぶこと、すべて世界の事柄をたやすく習ひ覺えるものでござります。

子どもは遊びの中でこそ、きちんとした行い、ルールや規律、学ぶこと、忍耐力、社交、役割分担、約束事などすべてのことを学ぶのである、と遊びの幅広い効用を説いている。現代保育の理解もほとんど

同じであると思うが、むしろ、遊びの効用を忘れ、目先の利に走った現代保育もないではない。フレーベリアンはあくまでも遊戯(行為)による保育をするのである。これはクララの「傳習」時代も同じである。

学校に行く位の小児は大概鞠か獨樂か凧の類、或は其の己の身体を道具として遊びますが、まだ夫れより小さき小児でも何か矢張り一つの遊び道具を欲しがりますから、相應の物をあたへなければなりません。(注;前村による中略)又小児は自ら其のからだを遊道具となしてあそぶ事を好みます。たとへば、馬になりてヒンヒンはねたり、蝦蟇になりて、ピョコピョコ飛んだり、或は猫と鼠になりたり、鬼になりたり、己れ其の道具となりて遊びます。遊びの事柄と申すものは大きく二つに分けられます。其の第一が生活のなき遊道具(注;生命のない遊具)即ちおもちゃを以て遊ぶこと、其の第二が生活のある遊道具(注;生命のある遊具)即ち自分みづから或は友達や兄弟と互ひに遊びの道具になりて遊ぶこととござります。

クララは遊びには大きく二つがあり、一つは生命を持たないおもちゃを相手にした遊び、つまり子どもと物との関わり遊びであり、二つ目は生命を持った生身の人間をおもちゃとする、すなわち自分自身や他者との関わり遊びであると、これらうわべの違いだけでなく、心の著れ方も違うことを述べている。園児や自分の子どもを良く見ていた人の遊び理解である。

クララは「明治廿年十月第四火曜日婦人懇親會」において、第四回目、締めめの講演を行い、幼稚園の恩物の意義、運動の大切さなどに言及している。

普通小児がうちに居て遊ぶとき大概最早全く一つの品物に出来上がりた、おもちゃを持ちて遊びますが、幼稚園では鞠や、球や、圓柱體や、立方體や、立形や、置かたなど、其の外いろいろの物を遊び道具として與へます。此の遊道具は一つ一つに細かく分かち毀して、其の内部を窺ひ見ることが出来ますから、自然と小児のものごとをうがち穿鑿する心を勵まし、また一つづつにわかれたる部分を聚れば色々様々の物の形や品物を造りこしらへる心を引起こします。(注;前村による中略)此の遊道具もまた追々小児の精神の進みや、手業の慣れるに随ひて次第次第に六かしく畳みかた(注;これが折り紙のこと)だの、組みかた(注;組み紙、組み板のこと)だの、織かた(注;織り紙つまり帯紙を織ること)だの、豆つぶ遊び(注;湿豆と竹ひごで構成物を作ること)や、ねば土遊びもだんだん進んでまいらなければなりません。是等の遊道具は小児が厭きたり、退屈したりいたしませんで、喜びて玩びますから、面白く、楽しく、また苦まず疲れずして精神の働きも進み、手業も自然とたやすく習ひ覺えるものでござります。

フレーベリアンは、ぬいぐるみや、車(馬車)、船などの完成されたおもちゃで遊ぶことの意義も理解しているが、そうしたおもちゃで遊ぶことや、自由気ままに遊ぶことだけでいいとは考えていない。クララは幼稚園で恩物で遊ぶことの意義を語っている。恩物は本来的に具体的な物を表していない。そこにあるのは素材だけである。たとえば、積み木様式の恩物では、分解し、中を覗くこともできるが、このことによって探求心が育つし、分解された個々の形を組み合わせて「物」を作ろうとする意欲を引き出す、と語っている。

また、成長につれて、折り紙、組み紙、豆細工、粘土細工など手の込んだ造形(恩物)活動もするようになる、と語っている。もちろん、図画の活動なども20恩物中に含まれている。ここでも「傳習」時代の内容をやさしく言い換えているだけである。

クララは「是等の遊道具は小児が厭きたり、退屈したりいたしません」と言い「喜びて玩びますから、面白く、楽しく、また苦まず疲れずして精神の働きも進み、手業も自然とたやすく習ひ覚えるものでござります」と言っている。フレーベル流の当時の日、米、欧の幼稚園では、興味や関心の無い子にまで、画一的な恩物による活動を「強いている」とされ、批判されるようになるわけであるが、クララや英雄らは、子どもたちはけっこう喜んで活動していた、という理解である。また、クララや英雄は、たとえば、後に触れるが、図画をなかなかかこうとしない子どもには、強いてかかせることをしないで、積み木様式の恩物や置き方様式の恩物に戻って想を練ることも必要である、という共通理解もあるのである。

保育や教育活動において、子どもの興味・関心を重要視することは最も肝要なことのひとつであるが、その子が興味・関心を示さないものこそ、その子にとって必要なものであり、それらも気楽に楽しくやれるような工夫をする、という発想は保育界、教育界ではいまだに希薄である。体育が苦手な図工が好きだという子どもには「楽しい体育」が必要なのであり、その逆も真なり、である。

クララは、最終日の講演で、日本では戸外における運動遊びが著しく少ないこと、特に女子の運動遊びが少ないことを指摘し、女学校に自由体操も入れて欲しいと要望している。

私が此の日本へ参りまして見出したことがござります。日本の小児の遊びには運動遊びと申すものが甚だ少なき様に見へます。殊に外に出で賑かに活發に運動になる事が少なく、とりわけ小さき女の兒が一筋に集まれば、直きにお手玉や、きしゃごや、鞠や、又はまんまん事なぞと、動くことは少なく、常に坐敷にすわりづめの事ばかりいたしますから、甚だかよわく、そして病身の者が多くござりますのは、みんなその體を使ひ運動となる遊びの少なき罪だと思われます。(注；前村による中略) 私が思ひますに多く日本の人は女の兒といふものは男の兒のやうに飛んだり跳ねたり荒らく遊ぶは不行儀で宜しくない、成る丈けおとなしく物柔らかにするのがよきものと、昔しからの習わしでござりませうが、何故に女の兒は男の兒ほど強く丈夫でなくて宜しきか、私には一向其の譯がわかりませぬ。(注；前村による中略) 獨逸の文部省でも只今では、すべての女學校に於て體操をさすこととなりました。どふか我が國此の日本にも、女學校に器械體操ばかりでなく自由體操をも入れられるやうにいたしたきものと思ひます。(注；以上が講演稿)

この文献で示されている内容は、基本的には明治10年(1877)前後のクララの「傳習」時代のものと同じであるが、一般向けの講演ということもあるだろうが、前後がきちんと整理された、かなりこなれた保育論となっている。そこには、クララ自身が幼稚園保育の実体験を持ったこと、わが子文を育てたことが影響しているように思う。

1.2 豊田英雄らの実践と恩物保育の定着化

1.2.1 クララによる保育法伝習と試行錯誤の時期

クララによる保育法の「傳習」がなされる前に、わが国でまとまった形でフレーベル主義保育を紹介する刊行物としては、明治9年(1876)1月に、文部省から発行された桑田親五の訳書『幼稚園 上』(稲垣千穎 校・那珂通高 訂。英国人ロンジ夫妻共著)⁽³⁰⁾と、明治9年(1876)7月に、東京女子師範学校から発行された関 信三の訳書『幼稚園記 一・二・三』(ニューヨーク師範学校長ドゥアイ著。『幼稚園記 附録』は明治10年7月申告、同12月刊行となっている)⁽³¹⁾がある。

桑田親五の『幼稚園 上』の発行は幼稚園開業の10カ月前のことであるが、この本の中で、すでに「第一に授くる玩器」(注；第一恩物六球法。桑田は玩器の訳語を使っている。恩物の訳語は関 信三による)、

「第二に授くる玩器」(注;第二恩物三體法)、「第三に授くる玩器」(注;第三恩物第一積體法)、「第四に授くる玩器」(注;第四恩物第二積體法)までは多くの図入りで紹介されている。

なお、明治10年(1877)7月、同じく桑田親五による『幼稚園 卷中』(那珂通高・飯沼半十郎 校)⁽³²⁾が出版され、「第五に授くる玩器」(注;第五恩物第三積體法)、「第六に授くる玩器」(注;第六恩物第四積體法)が紹介され、さらに「第七に授くる玩器」(注;関の書では第八恩物置箸法になる。他の例では7番目は第七恩物置板法)が紹介され、「箸細工附録」として「豆にて小箸を接き合せる業」(注;他の書では二十恩物中の第19番目、第十九恩物豆工法)が紹介されている。また、明治11年(1878)6月には、同じく桑田による『幼稚園 卷下』(飯沼半十郎 校)⁽³³⁾が出版され、「組紙、織紙、剪り抜き紙及び圖を引く事」(注;第十七恩物組紙法、第十四恩物織紙法、第十三恩物剪紙法、第十恩物圖画法)がまとめて掲載され、「摸を造る業」(第二十恩物摸型法)が紹介され、さらに「音楽の體操の事」(注;体操の説明と、体操図と、体操に付随する手引草の歌)が紹介されている。また、唱歌については鶴舎ノ歌など30点ばかりが紹介されている。ただし、唱歌に関しては、校正者がわざわざ「校正者曰ク西洋ノ諸歌ヲ譯シテ我國ノ音調トナシ歌ヒ且舞フハ極テ難シ故ニ今試ニ其歌ノ大意ヲ我國ノ音調トナシ以テ示ス余ハ皆直譯ナレバ讀者其ノ意ヲ領セヨ」という注を付け、唱歌導入の困難さを認めている。これは、軍隊の音楽隊や教会での聖歌などの例を除けば、西欧音楽がほとんど流入していない当時としては当然の指摘でもあった。唱歌導入は、関、豊田、近藤にとっても、最大の障壁となるのである。

関 信三の『幼稚園記 一・二・三』の発行は幼稚園開業の3カ月余り前のことであるが、その内容は、一、二巻では、遊戯と遊戯に付随する歌、説話の事例の紹介が大半であり、三巻では全編「圖畫課」の紹介がなされている。翌年12月刊行の『幼稚園記 附録』で初めて各恩物の紹介がなされているが、それぞれに充てられた文章は短く、また、図も用いられていないため、桑田の『幼稚園』に比べ、実践者にとっては使い勝手がいいとは言えない。ただし、図画に関しては三巻全部を占め、詳細に紹介されており、巻末には練習図例も多く掲載されているため、保姆養成の実技や保育の実践に役立てやすいものとなっている。関が図画にこだわったのは、「フレーベル氏曰ク凡ソ圖畫ナルモノハ心性を養成スルノ最モ有力ナル方策ニシテ軟弱ナル幼児ノ缺クヘカラサル主要ノ事業タリ」⁽³⁴⁾という図画の特性に共鳴したからである。

豊田、近藤らも、幼稚園の開業前に、桑田による訳書『幼稚園 上』、関による『幼稚園記 上・中・下』は手にすることができたし、開業時点でもこれらの書を参考とすることも可能であった。特に、『幼稚園 上』では、玩器(恩物)の用法が多数の図入りで紹介され、平易且つ簡潔な訳文であるため、第四恩物までという限定はあるが、保育者にとっては、極めて使い勝手の良い実践マニュアルだったといえる。しかし、あくまでも図書による情報であるから、その理解には不安も限界もつきまとうが、クララのようなフレーベル保育の実際を知る人が身近にいて解説してくれれば、一段と有用な書として使えたはずである。

クララが明治9年(1876)11月から翌年3月まで、保姆の豊田、近藤、助手の山田、塚本らに対してどのような内容の保育法の「傳習」をしたのか、ここでは「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」を中心に、桑田の『幼稚園 上』、豊田の手記である「代紳録 全」、「代紳録 二」、「恩物大意」や、清水陽子・高橋清賀子の「豊田美雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容」⁽³⁵⁾、前村 晃の「豊田美雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1) —豊田美雄の「代紳録 全」と氏原銀の「幼稚園方法」との関係—」⁽³⁶⁾等も参考にしながら述べていくことにする。

ただ忘れてならないのは、創設直後の同附属幼稚園では「保育法の伝習」と「保育の実践」が同時進行していた、ということである。

豊田の手記「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」の「浄寫」の時期であるが、

裏表紙に本文とはまったく関係のない『教育雑誌 百八號』に関するメモ書きがあるので、明治12年(1879)末以降とすることもできる。豊田は、鹿児島幼稚園における保姆養成のテキストとして、「代紳録 三」(注;これについては、安 省三の論稿に、明治12年(又は13年か)3月18日に鹿児島女子師範学校で之を造ったと記された「表紙」の写真が掲載されている)を作成しているが、12年のものなら当初、鹿児島出張は半年の予定だったため、半年程度で全体をカバーする保育法のテキストとして再編集したものかと考える。ただし、鹿児島でテキスト用に作られた「代紳録 三」については、高橋清賀子家文書中に「代紳録 三」とするものが2、3点あるが、同一書は確認できておらず、別の場所に保存されている可能性もある。

豊田はすでに「代紳録 全」や「代紳録 二」を作成しており、保育法のおおよそ全体をカバーする手記を書いていたが、「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」は、わざわざ「松野久良々氏口授聞書」としているのが、必要が生じて、「幼稚園傳習聞書稿」などを基に「浄寫」したものと考える。ただ、浄寫とはいっても、元々が「通訳」であるため曖昧な文言や座りの悪い言い回しは付き物で、文言の修正、言い回しの書き直しなど至るところにある。項目なども、未整理のところも多々あって読み易い状態とはいえないが、整理され過ぎていないだけに、逆に、クララによる講義を受けた保育修行者豊田美雄の苦闘の跡が生々しく残っているとみえる。

本手記に見られる、クララの講義の構成は、まず、最初に保育の要点を述べる「十九則」、続いて「恩物の基本的な意味と扱い方」、最後に「恩物の用法十四條」があり、クララの講義の一端を知るには十分な文書である。

まず、「十九則」の説明をするが、ここは順序に混乱が見られ、判断に迷う部分もあるが、原則原文の順番を尊重し、どうしても順序を入れ替えたり、番号を変えた方が妥当と思える部分は変更することにする。

「第一則」

ここでは、保姆の資質(求められる性格)を述べている。「凡小兒ハ天然ノ性に從ツテ誘導シ性ヲ枉(注;読みは「ま」。まげること)ケ急ニ為ルヲ要セス故ニ之カ母師タル最モ深く養成スヘキハ己レノ意氣ヲシテ飽クマテ温和且伸長(注;慎重の意か)ナラシメ」以て保育にあたるべきだというのである。豊田が他の「代紳録」等で保姆は「保姆は温和気長にして」という部分に相当するところである。

ところで、幼稚園についてほとんど予備知識のない受講生を相手に講義をする場合、幼稚園とは何かという「そもそも論」から始めるのが普通であるが、そちらは「恩物大意」の冒頭で語っている。

「第二則」

ここでは、「關係ノ長官其他客員ホ入来ルキハ必ス立禮ヲ行ハス可シ」と礼讓の大切さを述べるが、「然レト一朝一夕ニシテ之ヲ養成スルハ難シ漸ヲ以テ誘導スルキハ敢テ易々タルベシ」と付け加え、急いで結果を求める必要はないとしている。

「第三則」

ここでは、「小兒生レテ先ツ手足ノ揺動ヲ為スハ是自然ノ妙理乃チ天賦ノ知覺肢體ノ成立ト俱ニ啓発ヲ起スノ階梯也」とし、「母師タルモノ此機會ヲ違ハス教育誘導ノ心意ヲ含有シ以テ保護スルキハ必スヤ目的ヲ達スルニ至ル可シ」と述べている。教育は生まれた時から始まるのである。

これは明治20年(1887)のクララの講演でも同じことが語られている。

「第四則」

ここでは、「幼稚ハ常ニ遊戯又ハ器物ヲ破壊スルホヲ為スカ常情ナリモシ此ニツヲナサバハ或ハ疾病アルト察ス可シ」と述べている。幼児は遊ぶこと、器物を破壊することなど当たり前のことであり、むしろ、それをしない時は疾病あり、というのである。

「第五則」

ここは第四則までの各項に比べかなり長い説明になっている。「幼児ハ園圍（注；読みは「えんゆう」）ホニ到リ土穿チホヲ嚙ム常ナリ然ルヲ尋常ノ父母ハ却テ之ヲ危フミ又ハ悪シトシテ其望ム所ヲ抑止ス一理由アルヘケレト却テ非ニ近シ」と述べている。英雄も、「保育の栞」の中で、崖（たとえば、園庭に土の山があればその斜面など）があれば、子どもは棒でもって穴を穿とうとするのは常である、と同様のことをいっている。クララの口述がそのまま引き継がれているのである。そして、「偶意ニ土穿或ハ草木ヲ折損スル際石或ハ草木ノ質等ヲ見知ス是即チノ知覺ヲ開発スルト謂フテ可也」と述べるが、いうまでもなく、幼児に草木、果實ホヲ毀損することを勧めているわけではない、といい、こうした自然物があるから鳥や虫が歌い、棲息し、人間もこれがあるから楽しみを得ることができるのだ、と論すべきだと述べている。子どもが言うことを聞かずさらに毀損する場合は、これ（自然物）を自分で造ることができるかと、強く論すべきだと述べている。

子どもの学習の機会だからといって、みだりに自然物を毀損することは戒めているのである。ここには、今日でいうまさに「環境教育」がある。

「第六則」

ここでは、「凡幼稚ノ園遊戯嬉ノ際物トシテ幼稚ノ視察ニ觸ル、忖ハ乃五官各作用ヲ起スナリ」と述べ、遊戯と唱歌は子どもの五官を磨き高めることになると強調している。

「第七則」

ここは短く「幼稚遊戯中自然目的ノ立ツ可キ様誘導スベシ」が全文である。

「第八則」

ここでは、眞神ハ吾儕（注；読みは「わがせい」。私たちの意）ヲ守護シ又タ吾儕ヲシテ學業戯遊ノ中ニモ常ニ守護シテ安泰ナリ人トシテ之ヲ尊敬セスンハ有可ラサルトヲ懇諭スヘシ」と述べているが、幼稚園はキリスト教の土壤から生まれたのだから当然といえば当然であるが、先にも触れたように、国学者や儒学者などからは「幼稚園は耶蘇教を教えるところか」という批判が生じそうな部分ではある。

「第九則」

ここでは、幼児は本来的に器用不器用があるが、幼稚園に入った以上はどの子も「器用敏捷」となるように開誘すべきだと述べている。

「第十則」

ここでは、誰もが先祖があって、今日に至っているが、「心志手足ヲ勞シ」て適切な勉強をしなければ、現在の衣食住の生活を維持することはできないのだ、と幼児に明確な言葉で論すべきだと述べている。

「第十一則」

第十一則では、「遊戯歡樂中一事五官ニ視觸セハ其事物ニ因テ思想ノ精神ヲ諸物ニ趨（注；読みは「はし」）ラスヤウ開誘スルヲ肝要トス」と語り、例として小さい船の図であっても、説明によって、大きな蒸気船の話に及び、これが「万国信義ヲ交ヘ社會一大関係ノアル在ル千里ノ想像ヲモ呼起スルニ至ル可シ」と述べている。想像力を逞しくする開誘の例である。

フレーベル主義保育では、五官（五感）の働きや、想像力を駆使し、高めることが重要視されてい

るのである。

「第十二則」

この項では、事物が決められた場所になく、雑然としている時は、整理整頓の習慣が身につかず、きちんと整頓されているところでは「清浄潔白ヲ好ムノ心ヲ生起シ寛仁慈愛ノ心モ発起ス」と述べている。

「第十三則」

ここでは、「總テ幼稚ノ視覺ニ觸ル、毎々ニ決テ其精神ヲ疎漏ニ徑過セシム可カラス」といい、大人にとっては些細なことでも、幼児にとっては緊要な知覚啓発の機会となるものである、したがって、ていねいに誘導する時には、「戲嬉歡樂中ニ新ニ發明ノ心志モ出来ルナリ」といつている。幼稚園に通っていない幼児は、八個の木片（注；第三恩物第一種体法）を見せ、これを何のために使うかと聞いてもほとんど答えられないが、恩物を使ったていねいな保育を受けている幼稚園児は「家屋或は門窓ホヲ造為スヘシ」と答える。これは幼稚園児が思想的に一步進んでいるからだと言っている。

ここでは「發明ノ心志」つまり創造性の開発が謳われている。フレーベル主義保育は「創造性の教育」を目指しているのである。

「第十四則」

ここでは、「事毎ニ説明シ懇切ナル可シ然レモ詳細ニ過キ見心ヲシテ倦マシムルキハ害アリトモ益ナシ故ニ宜シク注意ヲ措キ見心ニ適切ナル言語ヲ以テ簡易ニ説クヘシ」が全文である。懇切丁寧に説明することは必要であるが、詳細に過ぎて子どもが飽きるようでは害あって益なしであるといい、子どもに適した簡潔な説明を心掛けるべきである、という。保育、教育の現場では、簡潔な説明で十分な場合も多いかと思うが、保育者や教育者が必要以上に「しゃべり過ぎる」ことは頻繁に見られることである。

「第十五則」

ここでは、「事物悉ク元素アル響音アルヲホモシス可シ」が全文である。

「第十六則」

ここでは、「小兒ノ精神ニ要用ナルハ唱歌也必ス闕ク可カラサル唱歌ハ呂律ノ整頓ナルヲ要ス」といい、幼児が寝るとき、母、乳母、保育者が唱歌(子守歌)をうたうことは大切だし、幼稚園の運動、遊戯には必ず唱歌が伴うべきことを説いている。

クララの講義では唱歌の効用が謳われるが関、豊田、近藤にとってこの唱歌こそが難題となるのである。

「第十七則」

ここでは、「第十五則」とも重なるが「事物悉ク元素ヨリ成立スルヲ知ラシメ又響音ヲ保有スル元質モ亦然リ」が全文である。

「第十八則」

ここでは、「物質悉く中立質(注；ここでは英雄は本人の原文にある中媒を中立質に訂正している)アル理ヲ知ラシムベシ假令ハ極剛極弱反対物ノ第一也其中立質ハ柔質是ナリ極厚極薄ノ色アリ其中分ヲ得タル色則中媒(注；ここでは中媒を用いている。二色の等量混色)數ニテハ日一二三二則中媒又天地間ニ山ト溪谷トハ大ナル反対ナルモノ而ルニ何レヘ行クモ中分ヲ徑過セサレハ往ク能ハス是ニ因テ小兒ヲ導キ其理ヲ知ラシムルニハ先ヅ簡短ニシテ視示シ易ク而メ小兒ノ玩弄ニ適セル第二恩物則是ナリ日其木球立方体形反對ノ大ナルモノ而メ中分質(注；ここでは中分質を使っている)圓長体則是ナリ此物体ニ就テ事物ノ中分アル形容ヲ覺知セシムベシ諸線類に至ツテモ亦然リ斜線ハ平直ノ中分

也」ここでは我々の住む世界に反対物が存在し、その中間には、中分質（中媒）^{なかだち}が必ず存在することを説いているが、自然科学を学んだ人フレーベルらしい言である。フレーベルは、真反対するものはあるが、中分質が、これらを一致結合させる、と考えるのである。

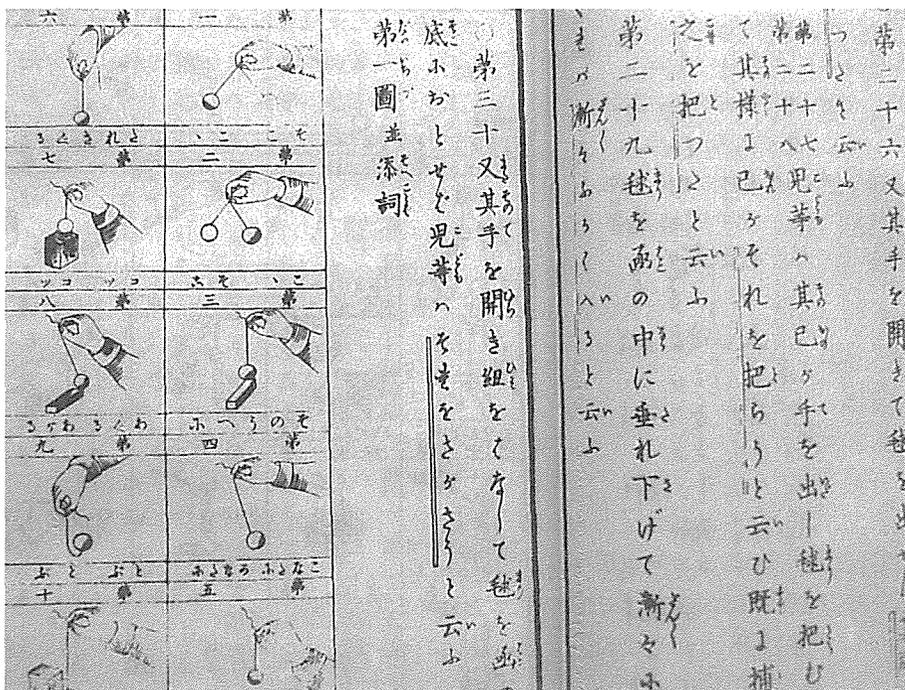
反対結合という考えはフレーベル保育理論の中では重要な位置にあり様々な実例がかなりの頻度で出現する。

「第十九則」

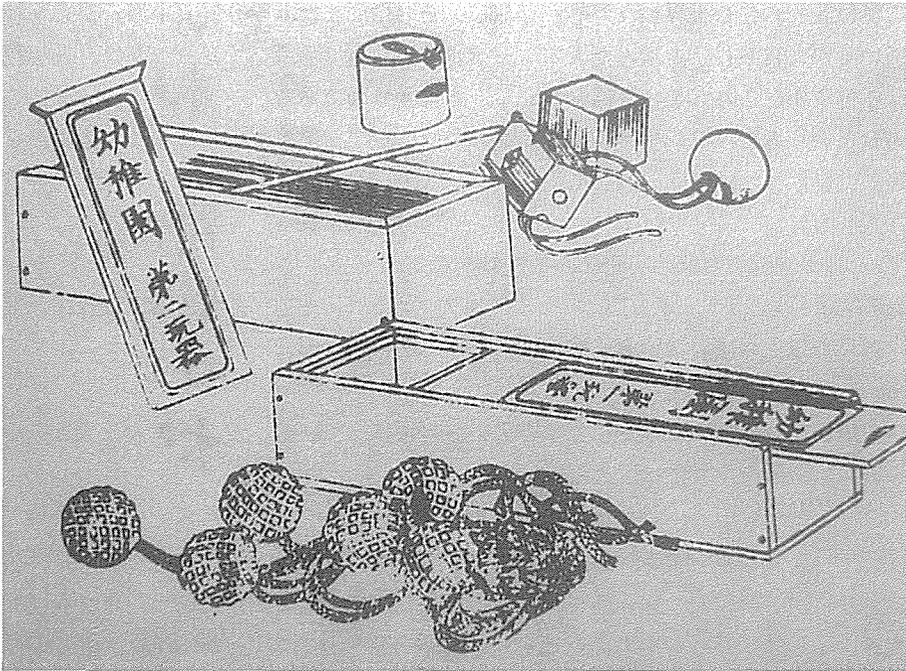
ここでは、「保育教師ハ終始小兒ノ心意ヲ持ス可シ而メ茲ニ掲ル所ノ數目ニ能ク注意シ一事件ト虽忽（注；読みは「ゆるが」。ゆるがせ）セニ経過スベカラズ」と述べている。保育者は、保育にあたってここに掲げた以上の項目に留意すべきことを述べている。

次にクララの講義は「恩物の基本的な意味と扱い方」に移っている。ここも膨大な分量になっているので要点を記し、若干の解釈を付すに留めたい。

○フレーベルは、子どもが生まれて2、3ヶ月もすれば、母親による教育が始まらなければならないとしている。この時期の子どもには「糸製ノ六色球」の遊びをするのが良いと言っている。また、フレーベルは、7、8ヶ月になると、六色球に換えて「木球・立方体・長圓形」（第二恩物三体法）を与えると言っているが、六色球は木球と形態上連続性を持つものである。また、木球と立方体は見た目には共通するものがない反対物であるが、長圓形（円筒形）は丸みがあるという点で球体と共通し、平面があるという点で立方体と共通している。また、円筒形を横にし、糸で吊るして、糸をねじって回転させれば、球体に見える。また、立方体の一平面の中心に糸をつけ、これを回転させれば円筒形に見える。木球と立方体は反対物であるが円筒形はその中媒となることを説明している。三体法では「反対一致終始結合ノ理」の先ず「一分」を示すもののだといい、「凡百般ノ事宇宙間物質反対結合ノ



写真(6)ー2 『幼稚園 上』中の「六色の小毬（第一に授ける玩器）」の遊び方の例⁽³⁷⁾



写真(6)ー3 『幼稚園 上』中の「三体法（第二に授ける玩器） 手前は六球」の紹介⁽³⁸⁾

理」のないものはない、と述べている。

六色球についても、反対一致結合についても、すでに触れているのでここで詳しく説明する必要はないと思うが、年長になっても鞠などの球の遊び自体は継続する。ただ、六色球には色の学習が含まれており、この手記の後の方で、幼稚園では六色球を色の学習に用いるのみとするが、幼稚園の初級においては球遊びをするのも良し、と述べている。この遊びは乳児に五感中「見る力」に対応するものである。クララの明治20年（1887）中の講演でもそのことに触れている。

また、「却説（注；読みは「きゃくせつ」。さて）小児初生三カ月ノ比（注；読みは「ころお（い）」）。文語的表現。おおよその時期）ヒヨリ五官中耳稍々聞クラ得ル」ことから、六色球の遊びの中でそれに対する対応（注；言葉かけや歌）も必要であると述べている。

反対一致結合は様々な遊戯の中に登場するが、フレヘルの理論では、一つの遊びの中に全体があり、部分を語るときも常に全体が前提にあるという特徴を持っている。

○前に続く内容であるが、この時期は聞くこと、見ることが身に付いているから「第二恩物ヲ以テ短簡ナル謡歌或ハ説話ヲ添ヘ誘導ヲナスヘシ」といい「是則チ自ラ感覺ヲ起シ五官ノ動作ヲ資ケシムル一良法也」と続けている。

○子どもが満2歳から3歳くらいになると「第三恩物ハケノ木片」を与えるのを「規則トス」といい、この頃から幼稚園に入り「社会ノ悪習ヲ防セキ」（注；隔離教育論）加えて人類の最も好み、最も関係ある社会交際の階梯を「群集遊戯中ヨリ自ラ呼起シ」（注；集団による学び合いの原理）、「且百般ノ事業ヲ一際ノ遊戯中ニ具有セル方制ニ就テ各自ノ性質ヲ向ケシメ後來何ノ業ニ於（注；於の異体字）テモ目的ノ立ツベキヲ以テ學齡満六年ニ至ルマテ誘導ヲナシ而メ園ヲ退シテ一定普遍ノ小學ニ就クラ以テス」（注；職業準備の説）を説いている。さらに「フレヘル氏ノ定ル所ノ法則ニ於テ二十ノ恩物ヲ要此ノ作用方ノ如キハ一ニ皆自然ノ理ニ基ツカサルハナシ所謂自然法ト稱言スルモ誠ニ誣言

(注；読みは「ぶげん又はふげん」。事実を曲げて言うこと)ニアラサルハナシ(注；自然法。自然主義)が語られている。

普通、児童中心主義教育はルソー流の「隔離教育論」を掲げるが、当時のヨーロッパの社会が極度に悪い状態であった、ということでもある。また、フレーベルの幼稚園は集団による教育効果を謳っている。個と個、個と集団の質の高い相互作用を期待しているのである。

また、隔離教育といっても、社会(コミュニティ)の成り立ち、それとの繋がりのある学びを否定するものではなく、「大きな意味での職業準備説」も見られる。また、フレーベルの論には全体に「自然主義的観念」が浸透している。

○フレーベルは幼稚園教育の成立に大別して二つがあるとし、その一つが「物体教科」、もう一つが「事業教科」としている。物体教科は身辺百般の物を学ぶことであるが、ここでも「反対一致終始結合ノ理」が語られている。「反対一致想像心ヲ呼起シ其反対セルモノ原意ニ結合シ同一ノ理ニ帰ス則チ智識錬磨ノ基礎トナル也」と言うのである。

事業教科は、オキュペイションのことであるが、「諸事業諸工藝上ヨリ百般百物ノ模型ヲナシ、則チ、工作工業ノ錬磨研究ノ基礎トナル也」と語っている。実は、このオキュペイションの訳は難しく、保姆見習生氏原 銀の明治11年(1878)の手記には「未タ訳語ナシ」⁽³⁹⁾とあるが、豊田英雄は他の「代紳録」においても「事業教科」の用語を用いている。ただし、「恩物大意」の冒頭で「二十ノ恩物ヲ設ク」と言いながらも、本文の中で、「物体教科」にあたるものを「恩物」といい、「事業教科」にあたる「未だ形をなしていないものによる形作り」を「用法」と言っている。断定はできないが、「事業教科」の訳語を考え得るのは、当時の状況では、やはり関 信三以外にいないが本人は満足はできず「仮訳」のつもりだったのではないかと考える。

クララは次に恩物の具体的な使い方について「十四條」からなる箇条書きで示している。ただし、個々は「條」となっていたり「則」となっていたりしており、「第一則」と「其の三條」の間に「第二條」の小見出しが抜け落ちていたりする。ここも膨大な分量になっているので要点を記し、若干の解釈を付すに留める。

第一則

第一号六球ノ作用法

球の大きさは2寸であること、一赤、二青、三黄、四柑、五緑、六紫の各色があるが、赤、青、黄は「三本色(注；三原色)」であること、赤は太陽の象徴、黄は大地の象徴、青は天地間の生活空間(注；空だけをいう場合もある)の象徴であること、赤と黄を混色して柑、黄と青を混色して緑、赤と青を混色して紫を生ずること、球の色の学びに際しても、諸物体と比較し、説話を加え、想像力を喚起すべきことを述べている。

「恩物大意」において、同種の説明があるが、この手記よりも一段と詳細に語られている。たとえば、「恩物大意」では、第一級(注；年少クラス)では球の遊びを三つに分けている。

①一列あるいは二列に児童を並ばせ、手の右左を問い、全員に各色の球の内一個を手渡し、それぞれの色の球について、何色かを問い、幼児の熟知している物を語ったり連想させ、あるいは幼児にそれを答えさせ、また、日曜日を除き、六色の球を順に各曜日に譬えることをさせることなどを通して、幼児は、右左を知り、諸色、諸物を覚え、曜日を知り、鞠の受取渡しによって礼儀作法をも覚えるとしている。

- ②幼児全員で両手を開いた間隔で輪を作り、一個の鞆を右回りに受け渡しをさせたり、左回りに受け渡しをさせたりする。これも幼稚園の反対法と説明している。また、壁あるいは床に鞆を打ち付け、弾力のあることを学ばせる。
- ③全員を西側、東側に向かい合って二列に並ばせ、東側端から相互に全員が鞆の受け渡しをする、という遊びをする。

本来、六級法は乳児向きの恩物とされているが、初級の幼児においても、鞆を遊び（学習）として用いることができることを示すものである。

○これに続いて三体法の説明に移るが「十九則」中で既述の説明とほとんど同じである。

○続けて反対一致終始結合の例があげられている。「タトヘハ茲ニ五十斤ノ目量ヲ有スル石質アリ又十斤ヲ有スル同質アリ」といい「則大ナル反對量ナリ」といって「是ニ中間スルハ或ハ三十斤二十斤量ノ同質ヲ見出ストキハ双方結合シテ中立間ナル也」とするのである。また、中分の例として、黒と白は鼠色、山と溪谷は双方へ行ける中道、昼と夜は薄暮黄昏など幾つもあげている。

○三体法の性質を知る遊びの例をあげている。木球は常に動揺し、立方体は常に着位し不動であると説明する。立方体の三面を手で被って一方を幼児に示すときは一平面四方四辺が見え、また、立方体を手で持って少し傾けて見せれば見える面、辺が変わることなどを語っている。

○長円体、球の性質を説明し、幼児に球を握らせ、次いで立方体を握らせて、反対物であることを実感させ、次に長円体を握らせて中分質を知ることになる。

次に豊田の手記「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」では「第三恩物第一積体法」の説明に移るが、豊田が明治11年（1878）3月1日に造った（注；造り始めた）手記「代紳録 全」では、「五月廿二日講義 第三恩物」となっているので、ここらが「第二則」あるいは「第二條」になるのではないと思われるが定かではない。

第三恩物第一積体法

ここでは、「コノ恩物ハ滿二年乃至滿三年ノ釋兒ニ弄セシムルヲ規則トス」とし、前にも述べたように、これは第一、第二の恩物と違って、立方体を八個に分けたもので、分解すること、中を覗くことが可能な恩物である。「方一寸六分ノ立方体ヲ以テ種々ノ模型ヲナサシメ物体教科ノ勢力トナス也」と語っている。

次に「總テノ恩物用法三則ヲ有ス」また「此三式ヲ以テ弄器中ノ大眼目トナス」として、フレーベル主義保育の保育内容の基本的な柱となる次のような「三式」を説明している。

其一ニ曰 營生式

其二ニ曰 脩學式

其三ニ曰 摘美式

「恩物大意」においても同様の三式があり、豊田の明治11年（1878）の手記「代紳録 全」でも、二と三の入れ替えはあるが、この三式を掲載している。

ちなみに、クララの講義の通訳者であるから当然ではあるが、関の『幼稚園記 三』⁽⁴⁰⁾の圖畫課の項でも順序は違うが同様である。

ビューチフルフォーム
摘美式
サエンチックフォーム
脩學式
ライフフォーム
營生式

ついでに、桑田親五翻訳の『幼稚園 巻上』⁽⁴¹⁾における「三式」に関して言えば、次のように表記が異なっている。

要用式

精巧なる形

数学の基

明治10年(1877)の東京女子師範学校附属幼稚園の保育科目としては次のような表記となっている。

物品科

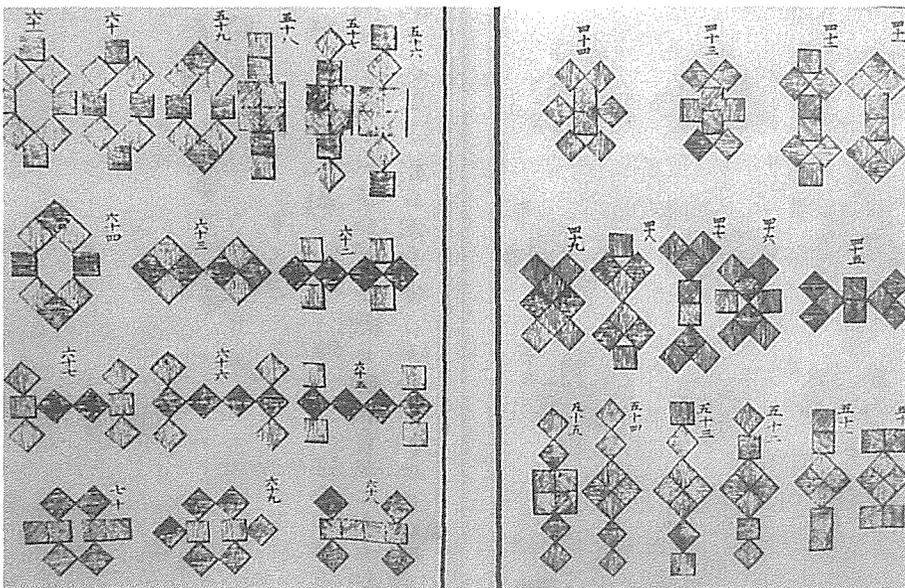
美麗科

知識科

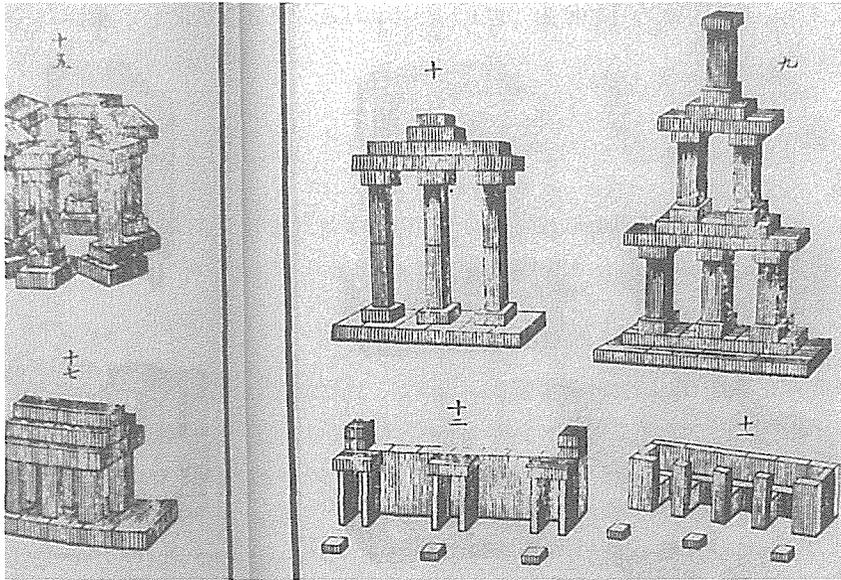
また、それぞれの式の説明は「代紳録 一 浄寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」では「營生式トハ小児日常ノ熟知シ得ル所品物タトヘハ椅子机其他家内ニ据アル物品ニ假説(注; 假設のこと)シ雜シウルニ問答会話ヲ以テ其概略ヲ知覺セシムルナリ」と言い、「脩學式トハ其假設シタル物品ヲ以テ計數幾何學術上ニ關係セル體角形線ヲ始メ總テ學術上ヨリ来ルコトヲ説明スナリ」とし、「摘美式トハ日常人ノ目視スル所ノモノ麗美トシ之ヲ欣慕シテ以テ彼ノ醜惡ノ分ヲ知ラシメ且小児ニ自然礼儀ヲ知ラシムルノ意ナリ」と述べている。これらの説明についても「恩物大意」や「代紳録 全」では若干異なっており、「代紳録 全」ではより簡潔である。

これらを現代風に大胆に訳すとすれば、物品科は「生活科」、美麗科は「美術科」、知識科は「数学科」となるが幼児向きではないので、「生活上のものを知るあそび」「美しいものをつくるあそび」「かずとけいさんと形のなりたちを知るあそび」とでもするしかないが、あくまでも「試訳」である。

また、「第三恩物第一積体法」の説明として「方体ノ箱ヲ少シク蓋ヲ明ケ机上ニ倒伏セシメ一ニ三ト拈呼ヲ加ヘテ其蓋ヲ引抜キ乃チ箱ヲ去リ」など型にはまった形式主義的な作法を述べている。次に「初メハ立方體ノ概畧ヲ説話シ漸次習慣漸ク塾スルキハ之カ発問ヲナス也」といい、続けて「先ツ最初ニ於テ豎半箇ニ分チ其二分一ナルヲ示シ復タ合シ横半箇ニ分チ數ニ在リテハ同箇且ツ二分一ナルト其縦横ノ差異アルヲ知覺セシメ復タ合シテ中央半ニ分ツ是亦同箇ト虽形ヲ異ニスルヲ知ラシメ而メ



写真(6)ー4 「第三に授ける玩器」の「精巧なる形」の図例⁽⁴²⁾



写真(6)―5 『幼稚園 上』中の「第四に授ける玩器（第四恩物第二積体法）」⁽⁴³⁾

后四分ノートナシ又ハ八分ノートナシ四箇更ニ合シテ長方形トナシ縦横或ハ一箇ツ、積テ方柱トナシ以テ漸次其形体ヲ破壊セス種々ノ物体家門ホノ模造ヲナシ附ルニ小話問答ヲ以テ専用トシ物体教科脩學營生ノ二域ヲ具有ス」と説明している。

ここでは修学式、営生式の説明があるが、もちろん、「第三に授ける玩器（第三恩物第一積体法）」にも「精巧なる形（摘美式）」はあって、『幼稚園 上』では「精巧なる形」だけでも82の図例が紹介されている。

ここではまた次のような十四條（注；「代紳録 全」では十五條）の約束事を取り上げているので要点だけを示すことにする。

其一條 「ハケノ木片ヲ以テーツモ残スナク物体ヲ造為ス」ということ。

其二條 「一物体ヲ漸次他形ニ變換スルレ之ヲ破却シテ更メ造ルヲナスモシ小兒自意之ヲ破壊シ或ハ保育師ノ命令ヲキカス随意物体ヲ造ホノ性質ヲ有スル小兒アリ是宜シク其レヲ矯正スベシ斯ノ如キ性質ハ自負傲慢ノ心ヲ養成スルニ近シ注意ノ忽セナル可カラサル所也」ということ。

其三條 「タトヘバ置形ヲナストキ左右ノ差別ナク位置錯乱スルレハ何ヲ目シテ置形トセン乎然ルヲ或ハ教育者其自俣ナル兇意ニ抗スルヲ厭ヒテ法制ニ不叶トモ大ニ賞讃スルホ大ナル非ナリ」ということ。

其四則（條） 「茲ニ一箇ノ井ヲ穿チ得ルニ其井全ク六カノ方体ニテ成ル而ルレハ二箇ヲ余シ不用ニ属ス然ルヲ不用視セス（注；前村による中略）残ハ即左右ニ並列或ハ手桶ツルヘ或ハ汲水ノ人ナト、適當關係ノ名ヲ附シ問答ヲ以テ活意ナラシムル」ことが想像力の喚起ともなる。

「代紳録 全」では、ここに「第五則」があり、三式について簡単な記述がある。「代紳録 全」の「第六則」が「代紳録 一 淨寫 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」の「其五 條」と同じである。「代紳録 全」では第十一條までプラス1となる。

其五條 初級の幼児のために、教師自らが「物体ヲ制模シ」幼児に見せ、簡単な物を造らせることも

考慮すべきであること。

其六則（條） 物体について語るとき、幼児の年齢に応じて分かりやすい言葉を使うことを心掛けるべきであること。

其七條 教師が造って見せるとき、子どもが飽きてくるようだと、早目に終わり、子ども自身に造らせること。倦怠心を生じさせるのは「保育上害アリトモ益ナシ」ということ。

第八條 幼児がすばらしい造形をなしたときは、面白く適切な小話を加えて、賞賛し、子どもを激励すること。逆に、自由気儘に「不正ナル物体ホヲ造成」したときは補正をさせること。

第九條 幼児に不十分な点があっても、教師は温厚気長に導き諭すべきこと。

第十條 子どもが「事業科」に従事するとき、充分にはなし得ないが、教師が横から手出しをすることは「甚ダヨロシトセズ」としている。このことは「小児惰心ヲ生ジ」また「依頼心ヲ増紳」することになるからである。幼児が自力で造成するよう誘導鼓舞すべきであること。

第十一條 八個の木片で家を造らせるとき「衆児各意ノ家作ヲナス是敢テ妨ケナシ」だが「唯其異質形ヲ造成スルハ悪シトス」ということ。

「代紳録 全」ではここが「十二則」というように、一つずつ数字がプラスされているが、意味、内容は同様である。以下は「代紳録 全」では少し順序が変わったり、欠條がある。

第十二條 幼児が自分の物体家作の体裁を良くするために、隣の子の木片で以て造ることは禁止すること。

「代紳録 全」では、「十三則」がなく、「十二則」から「十四則」に飛んでいる。

第十三條 造形活動が終了したら必ず木具の整頓を求めるべきこと。

「代紳録 全」では、これが「十五則」になる。「代紳録 全」には、次の「十四條」にあたるものはない。

第十四條 幼児の造形があまりにも粗雑なときは「勸懲話ヲ説キ論スベシ」として例話をあげている。仮に茲に甲乙丙丁の四児がいて、甲は家を造り、乙は井戸を造り、丙は一園庭を造り、乙は一椅子を造るが、甲の家は甚だ粗雑で「風破殆ト免レ得サルノ景況」であるため、教師は次のような寓話を語ることにする。ある日、空は晴れ渡り、暑くもない一日だったので、四人の子どもは散歩に出掛けることにした。子どもたちは野外で摘み草をし、花を眺め、家に帰ることを忘れるほどに楽しい時を過ごした。しかし、突然、北の空に黒雲が生じ、疾風に乗って、一転、空は全天かき曇り、稲妻が走り、雷鳴が轟き、まさに暴雨に襲われる気配に、子どもたちは野外の楽しさも吹っ飛び戦慄するばかりであった。ただ、幸いにも子どもたちはたまたま小さな茅葺きの小屋を見つけたので、そこで雨宿りをすることにした。しかし、この小屋は粗悪極まりないもので、屋根は破れ、軒は落ち、今にも倒壊しそうな状態であった。子どもたちは落胆し、しかたなく四苦八苦して自宅へと帰った。

この話をして、家を造るときは丈夫なものにしなければ後で苦勞することになる、と諭すというわけである。

以上が「代紳録 一 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」の概要であるが、もちろん、これはクララの講義の一部分であり、「代紳録 全」、「代紳録 二」、「恩物大意」にはもっと多くの情報が記述されている。特に「恩物大意」には二十恩物の用法が詳細に綴られ、さらに「遊戯」「体操」「唱歌」「説話」に触れている。したがって、「代紳録 一 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」はクララの講義の全体を示すものではない。「代紳録 全」、「代紳録 二」、「代紳録 一 幼稚園教育理論 松野久良々氏口授聞書」、「恩物大意」、「幼稚園傳習聞書稿」のすべてを読まない限り、松野クララの講義の全容を知る

ことはできない。

クララの4ヶ月余りの講義と、明治9年(1876)1月発行の桑田親五の訳書『幼稚園 巻上』、明治10年(1877)7月発行の『幼稚園 巻中』(明治10年7月)があれば、明治10年(1877)中の保育も、試行錯誤しながら、何とか曲がりなりには保育の実践ができたが、あくまでもこの時期は「試行」の段階である。東京女子師範学校附属幼稚園では、明治10年(1877)6月27日、規則を整備している。附属幼稚園規則の主要部分は以下である⁽⁴⁴⁾。

附属幼稚園規則

- 第一条 幼稚園開設ノ趣旨ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ天赋ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ
- 第二条 小兒ハ男女ヲ論セス年齢滿三年以上滿六年以下トス但シ時宜ニ由リ滿一年以上ノモノハ入園ヲ許シ又六年以上ニ出ツルモノト雖在園セシムルコトアルヘシ
- 第三条 略(種痘等のこと)
- 第四条 入園ノ小兒ハ大約百五十名ヲ以テ定員トス
- 第五条 略(注;園児募集のこと)
- 第六条 略(注;入園申し込み様式のこと)
- 第七条 略(注;付き添い人を要せずということ)
- 第八条 入園ノ小兒ハ保育料トシテ一カ月金二十五銭ヲ収ムヘシ但シ貧困ニシテ保育料ヲ収ムル能ハサルモノハ其旨申出ツヘシ事實ヲ訊問シテ後コレヲ許可スルコトアルヘシ
- 第九条 入園ノ小兒ハ年齢ニ由リコレヲ分ツテ三組トス但シ滿五年以上一ノ組トシ、滿四年以上二ノ組トシ滿三年以上を三ノ組トス
- 第十条 小兒保育ノ時間ハ毎日四時トス但シ当分ノ内保育時間内ト雖モ小兒ノ都合ニ由リ退園スルモ妨ケナシトス
- 第十一条 小兒在園ノ時間ハ六月一日ヨリ九月十五日マテ午前第八時ヨリ正午十二時ニ至リ九月十六日ヨリ五月三十一日マテ午前第九時ヨリ午後二時ニ至ル
- 第十二条 年中休日ハ日曜日孝明天皇祭紀元節神武天皇祭神嘗祭天長節新嘗祭及ヒ夏期七月十六日ヨリ八月三十一日マテ冬期十二月二十五日ヨリ一月七日マテトス但シ臨時ノ休日ハ其時々揭示スヘシ

また、保育科目としては先にも述べた「第一物品科」「第二美麗科」「第三知識科」を設け、この三科に包有する子目として「五彩球ノ遊ビ、三形物ノ理解、貝ノ遊ビ、鎖ノ連接、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪紙、剪紙貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計数、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯」を置いている。

保育時間割表は、「第一ノ組」、「第二ノ組」、「第三ノ組」それぞれ次のようになっている。

幼稚園開設の趣旨については、まさにフレーベル主義の保育を謳うもので、改めて付け加えることはない。保育料の「月金二十五銭」は月1、2円で生活する者もあった当時としては安くはない。「但シ貧困ニシテ保育料ヲ収ムル能ハサルモノハ其旨申出ツヘシ」といっても、当時の同幼稚園には貧困家庭の子どもは一人もいなかったのも、これは「空文」である。

保育科目は、クララの講義時の関 信三の訳語、同じく関の『幼稚園記』における訳語は、營生式、摘美式、脩學式となっているが、なぜかここでは、第一物品科、第二美麗科、第三知識科と変えられている。

第三ノ組 小児満三年以上満四年以下							第二ノ組 小児満四年以上満五年以下							第一ノ組 小児満五年以上満六年以下						
土	金	木	水	火	月		土	金	木	水	火	月		土	金	木	水	火	月	
同	同	同	同	同	室内会集	三十分	同	同	同	同	同	室内会集	三十分	同	同	同	同	同	室内会集	三十分
同	体操	唱歌	同	同	体操	三十分	同	体操	唱歌	同	同	体操	三十分	木片組ミ方及ヒ粘土細工	木箸細工(豆ヲ用ヒテ六面形及ヒ日用器物ノ形体ヲ模造ス)	唱歌	木箸細工(木箸ヲ折リテ四分ノ一以下分數ノ理ヲ知ラシメ或ハ文字及ヒ数字ヲ作ル)	計數(一ヨリ百ニ至ル)	博物修身等ノ話	三十分
画解	形体積ミ方(第三箱ニ至ル)	計數(一ヨリ十二至ル)及ヒ体操	三形物(球、円柱、六面形)	小話	球ノ遊(第一箱)	四十五分	歴史上ノ話	木箸置キ方(六本ヨリ二十本ニ至ル)	計數(一ヨリ二十二至ル)及ヒ体操	形体積ミ方(第三箱ヨリ第四箱ニ至ル)	博物修身等ノ話及ヒ図画	形体置キ方	四十分	環置キ方	形体置ミ方(第九箱ヨリ第十一箱ニ至ル)	形体置ミ方(第五箱)及ヒ小話	剪紙及ヒ同貼付	形体置ミ方(第五箱ヨリ第六箱ニ至ル)	形体置キ方(第七箱ヨリ第九箱ニ至ル)	四十五分
木箸置キ方(六本ニ至ル)	針画	鎖ノ連接	畳紙(第一号ヨリ第四号ニ至ル其他単易ノ形)	貝ノ遊ヒ	図画(三倍線ノ直角等)	四十五分	形体積ミ方(第四箱)	畳紙	織紙(第十二号ニ至ル)	縫画(三倍線等)	針画	四十分	縫画	織紙	畳紙	歴史上ノ話	針画	図画及ヒ紙片組ミ方	四十五分	
同	同	同	同	同	遊戯	一時半	同	同	同	同	同	遊戯	一時半	同	同	同	同	同	遊戯	一時半

明治10年当時の保育時間割表⁽⁴⁵⁾

ただ、明治12年(1889)、鹿児島幼稚園を創った豊田英雄は、同園の三科を、營生式、摘美式、脩學式としている。東京の幼稚園の規則を熟知している豊田が、なぜ敢えて古い訳語を用いたのかは定かではないが、これら三科が意味する内容はまったく同一である。

「三科に包有する子目」は、唱歌、説話、体操、遊戯などもあるが、ほとんどが恩物である。六色球の遊びがなぜ「五彩球ノ遊ヒ」となったのかは良く分からないが、いわゆる恩物といえるものは次のような

ものがある。(同園の子細の順序のまま)

五彩球ノ遊ヒ (注；第一恩物六球法)

三形物ノ理解 (注；第二恩物三體法)

鎖ノ連接

形体ノ積ミ方 (注；第三恩物第一積體法から第六恩物第四積體法の四つが含まれる)

形体ノ置キ方 (第七恩物置板法)

木箸ノ置キ方 (第八恩物置箸法)

環ノ置キ方 (注；第九恩物置環法)

剪紙 (注；第十三恩物剪紙法)

剪紙貼付

針画 (注；第十一刺紙法)

縫画 (注；第十二恩物繡紙法)

石盤图画 (注；第十恩物图画法)

織紙 (注；第十四恩物織紙法。紙紐を織ることで折り紙ではない)

畳紙 (注；第十八恩物摺紙法。こちらが折り紙)

木箸細工 (注；第十九恩物豆工法)

粘土細工 (注；第二十恩物模型法)

木片ノ組ミ方 (注；第十五恩物組板法)

紙片ノ組ミ方 (注；第十七恩物組紙法)」

ただ、明治12年(1879)3月、関 信三纂輯の『幼稚園法 二十遊嬉 全』で示されている20恩物中「十六恩物連板法」はここには見当たらない。

1.2.2 クララ、英雄らによる保育法伝習と恩物保育の初期定着

明治10年(1877)になると、幼稚園の見学者が増え、幼稚園設置に関する各地からの問い合わせも増加してくる。『東京女子師範學校第三年報(自 明治九年九月 至 明治十年八月)』によると、「頃者(注；読みは「けいしゃ」。このごろの意)聞ク既ニ地方ニ在テ往々(注；往の異体字)幼稚園開設ノ企アリト此ノ如クナルトキ保姆ノ要需日ニ月ニ増加スヘキヲ以テコレニ供給セン爲メニ他日更ニ此園ニ保姆ヲ養成スルノ一科ヲ設ケ而シテ到底ハ保姆養成ヲ此園ノ本務トシ幼稚保育は保姆師範生徒ノ實地課業ニ具ヘンコトヲ冀望ス其方案條則ノ如キハ他日ヲ待テ開陳セントス」⁴⁶⁾と述べている。各地で幼稚園開設の機運が高まってきているので、それに応じるために保姆養成の「一科」を設ける必要があるというのである。同園は、開園一年にして、早くも、保姆養成の一科設置の構想を持つのである。

明治10年(1877)秋頃から明治11年(1878)初頭までの間に、大阪府知事(注；この当時は東京・京都・大阪の3府では長を知事と呼び、各県の長は県令と呼ばれていた)の渡辺 昇(注；わたなべのぼり。旧大村藩)は同幼稚園を参観し、関 信三と会うが、大阪に帰ってから大阪で幼稚園を設立したいので保姆を派遣してくれるよう同園に依頼している。渡辺は、維新後、一時、弾正台で諺者安藤劉太郎(関 信三)らの作成した報告書を受け取る上司であり、関と渡辺は、特別な任務を通じた旧知の仲だったのである。

渡辺は、大村藩内に模範と仰ぐ人があり、元々文武両道を目指そうとする男で、剣だけに生きるつもりはなかったが、幕末日本を代表する剣客であった。桂小五郎(木戸孝允)は、渡辺の剣の腕を見込んで、

自分の後を継いで、江戸の3大道場の一つ練兵館の塾頭となってくれと懇願している。渡辺は、いったんこれを断るが、最終的には、それを引き受けている。渡辺は、江戸で近藤 勇とも親交を持ち、後、近藤とは勤王派と佐幕派という敵対する立場となるが、新撰組による渡辺暗殺計画に際しては、近藤は密かにこれを渡辺に通報した、という話がある。その時、すでに渡辺は逃走していたが、維新後、大阪府知事時代にこの話を聞いて宴席で号泣した（この部分は池波の創作といわれている）、というのである⁽⁴⁷⁾。

渡辺と関は、旧知の間柄であったが、かつての上司の保姆派遣要請に対して、同園ではそれができる状況にはない、と答えるしかなかった。そこで、渡辺は、大阪の教師から2名の女教師を選抜し、明治11年（1878）2月、東京女子師範学校との連絡もそこそこに、府費による保姆見習生、氏原 銀と木村 末を送り込むのである。このことに関しては、後の章でも触れているが、ともかく、東京の方でも、保姆養成の計画を準備中ではあったが、それが整わない内に2名の見習生が上京してきてしまったために、大慌てで規則時間割表等を決め、2月中に口頭試問をし、3月に保姆養成の事業を開始するのである。東京側では、このとき、月金5円手当付きの保姆見習生、横川楳子を選抜している。同園では一人でも多く保姆を養成することが急務だったからである。

渡辺の行動には、新興国のリーダーらしい積極性が見られるが、関 信三に断られたことに対し、かつて関の特別な任務の上司であった男の意地を通して見られるようにも見える。

東京女子師範学校は、少なくとも、同年晩秋頃までには、鹿児島からの保姆派遣要請には応諾している。横川が育てば一人は同園から派遣できるという計算があつてのことであろうが、渡辺と関の関係でいえばどうなるのか、微妙である。国吉がいうように⁽⁴⁸⁾、鹿児島の場合、かなり大きな政治力が働いたと見て間違いはないだろうが、これについては後述する。

文部省年報によると、明治8年（1875）には、京都が幼稚園設置計画があることを報告し、明治9年（1876）年には石川県が幼稚園創設の意図を持っていることを報告している。また、明治10年（1877）年には、群馬県、愛媛県が幼稚園設置の意図があることを報告し、明治11年（1878）年には、大阪府、高知県が同様の報告をしている。さらに、明治12年（1879）年になると、東京都に私立幼稚園が1園、鹿児島県に公立幼稚園が1園、大阪府に公立幼稚園が1園設立されたことを報告し、新潟県が設置計画を持っていることを報告している⁽⁴⁹⁾。

明治11年（1878）6月には、仙台の倍根小学校教員の矢野成文が幼稚園開設準備のため、東京女子師範学校附属幼稚園に留学し、保育法を学び、明治12年（1879）6月7日、「仙台区木町通小学校附属幼稚園」が開業式を行っている。矢野の例を見ると、当時は、卒外の保姆見習生などもいたことが分かる。また、明治12年（1879）1月には、仙台の師範学校卒業生の大津よしぢ（注；後の橋本よしぢ）と相原 春が上京し、同年3月、東京女子師範学校保姆練習科に入学するが、2名共、明治13年（1880）7月、他の9名の仲間と共に卒業している。

このように各地で幼稚園設立の機運は高まっていたが、設立に際し、最も困難であったのは、保姆の確保であった。

東京女子師範学校附属幼稚園では、明治11年（1878）3月から、氏原、木村、横川の保姆見習生3名に対する実習、講義、演習がなされることになる。保姆見習生の氏原 銀は、『日本幼稚園史』の「五十餘年前大阪より保育実習見習の爲上京せし思出」の中で、「入學後は、實地保育、宮内省伶人先生の唱歌、松野クララ先生の保育法、豊田英雄先生の幼稚園記並に保育法、近藤 濱先生の手技製作等」⁽⁴⁹⁾があつたと書いている。氏原のそれ以前の手記には、未整理の部分と不確かな部分があるが、おそらくこれは倉橋惣三から『日本幼稚園史』の資料として使いたい旨直接連絡があつて書いた「思い出の記」であり、内容もかなり良く整理されている。当時は、恩師豊田英雄なども未だ健在であるため、氏原も一定の緊張感を

持って事実を綴ったかと思う。

この記述にあるように、氏原らは、豊田英雄から「幼稚園記並に保育法」の授業を受けている。まず、豊田の「幼稚園記」の授業は、見習生らに対して関が翻訳した『幼稚園記』を口述筆記させたものである。すでに『幼稚園記 付録』も前年12月には刊行（申告は7月）されていたので、豊田英雄の性格からすれば、1～3巻から附録まで十分読み込んでおり、不審な点は関に質問して理解を深めていたはずである。したがって、単なる棒読みはしなかったと思うが、すでに邦訳され、出版されているのであるから有り難みはあまりなかったかもしれない。

保母見習生制度とは別に、むしろ学科の数も拡充整備された、明治11年（1878）6月作成の「幼稚園保母練習科規則」の学科を参考にとこれは前期の「園制大意（幼稚園記及其附録ニツイテ口授ス。）」と対応する授業である。また、練習科科目にある前期「圖畫ノ初歩（幼稚園法ノ縦横線ヨリ始メ略諸物體ノ形状ヲ模寫ス）」は『幼稚園記』の口授の中に含まれて実施されたか、近藤 浜が「手技製作」の中で担当したかであろう。

また、桑田の『幼稚園』は、巻上が明治9年（1876）1月、巻中が明治10年（1877）7月に出版済みであり、明治11年（1878）6月には巻下が出版されているから、保母見習生は同書を読むことも買うことも可能であった。関や豊田が「玩器」という言葉を使うことは稀であるが、氏原はその受講手記の中で「恩物」をほとんど「玩器」と言い換えている。おそらくこれは、明治11年7月、氏原が受講録を浄書する際に、桑田が『幼稚園』で「恩物」をすべて「玩器」と翻訳していることに倣ったものである。これは、氏原が「恩物」という言葉の意味を良く理解しないまま、氏原にとって「玩器」の方が分かりやすい、ということを用いたものであろう。

豊田のもう一つの「保育法」の講義は、「明治十一年三月一日造之」（注；この日に作成を始めたということ）と作成年月日を明示し、各講義の月日とその内容を記述している「代紳録 全」と「明治十二年一月廿二日造之」と明記された「代紳録 二」が全内容である。このことは詳しくは氏原の手記と対比しながら後章で述べるとおりである。ただし、氏原は10ヶ月間修業の予定のところ、大阪に残してきた医学生との間の子どもの身籠もっていることが分かり、前期分夏休み前の「七月五日」の講義まで受講し、8月末、帰阪している。

豊田の講義は、後期分が「十月十五日」に再開され、同年12月24日（注；西郷従道は、この日、文部卿から陸軍卿へと転じている）、保母見習生の修業式が行われるが、講義自体は未完で継続されており、先の「代紳録 二」が新たに作成（注；この分量もかなり多い）され、「二月四日」の講義で終了している。

これは「幼稚園保母練習科規則」で見ると、近藤 浜の手技製作とも実技面では重なるが、前期「恩物用法（二十恩物ノ中前十號ノ用法ヲ授ケ殊ニ製作品ノ貯藏スベキモノアルトキハ検査ノ上遊覧室ニ陳列スヘシ。）」と後期「恩物用法（授業法ハ前期ト同ジ）」（注；部分的には第11～20恩物までを含めた講義と思われる）が対応している。

松野クララの「保育法」は、「幼稚園保母練習科規則」の学科を参考にと前期「二十恩物大意（當分原書ニツイテ口授シ生徒ヲシテ手記セシム。）」と後期「布列別傳（當分原書ニツイテ口授シ生徒ヲシテ手記セシム。）」が対応している。クララの「保育法」は、英語で語り、それを関が通訳するという形をとったが、クララの娘文が熱を出したり、夏風邪をひいたり、クララ自身が幼稚園で胃ケイレンを起こしたり、病気がかなり進行していた関が度々病欠したりで、たとえ関が出てきてもクララが休み、クララが出てきても関が休むといった調子で、休講が多く、半年の修業で帰らなければならない氏原をやきもきさせている。クララと豊田、近藤らとの日常の会話の通訳は、中村正直の娘たか子が、英語の勉強を兼ねて、毎日のように幼稚園にやって来て引き受けている。

宮内省伶人（注；式部寮雅楽局の伶人）の「唱歌」の授業は、園側では唱歌についてはお手上げ状態のため、明治10年（1877）11月、東京女子師範学校側から雅楽局に協力要請をし、東儀季芳（注；とうぎすえよし）、芝 葛鎮（注；しばふじつね）、林 広守らが交替で来園し、指導をするようになる。洋風唱歌が導入される前は、唱歌の歌詞は多くを豊田、近藤が担当し、それに伶人が曲をつけるという雅楽調の唱歌であった。このことについてはこの章の後半で述べることにする。

氏原が保姆見習生の授業科目として記している近藤 浜の手技製作は、主として、第11から第20恩物の製作実技を行ったものであるが、これらにおいても、なかなか思うとおりにはいかず、苦労があったことを、氏原は手記で「色紙ノ如キモ外国ヨリ取り寄セタルハ皆用紙ナレハ之ヲ日本紙ノ西ノ内（注；厚手の和紙。版画・傘などに用いる。茨城県山方町西野内産）美濃紙ニ染メサセルニ之モ思フ様ニ染メ上ラス度々之ヲ改メサセテ適当ノモノヲ得タリ」⁽⁵⁰⁾と述べている。氏原自身が苦労したような書き振りであるが、もちろん、指導に関わっていた近藤、美雄らが試行錯誤をし、それに保姆見習生も参加していたという状況である。また、それらの紙を用いた「折り紙（第十八恩物摺紙法）」について「摺ミ紙ノ如キハ外国ノモノハ美麗式ニ属スル整体形ノミナレトモ之ヲ我国古来ヨリ有ル鶴三宝菖蒲香箱等ノ如キ立体ヲ加ヘテ出版セリ」⁽⁵¹⁾と述べているが、これは東京女子師範学校附属幼稚園が出版した『恩物図形』⁽⁵²⁾中に保姆や保姆見習生が作ったものを掲載していることを意味している。

また、「豆細工（第十九恩物豆工法）」の問題と、近藤 浜の工夫による難題解決についても、氏原は次のように述べている。

恩物中豆細工ハ現在豌豆トヒゴヲ用ヒ容易ニ為シ得ラルルモ昔時ニアリテハ独乙ヨリ取り寄セタル外国式ニヨルトテ実ニ製作ニ困難ナリキ之レハ外国ニ於テハ多ク竹ヲ産セザルヲ以テ細ク丸ク削リタル木ヲ以テ豆ニ接合スルニ其丸木ノ端ヲ小刀ヲ以テ削リ尖ラシ（注；前村による中略）此細丸木ニ代ルニヒゴヲ用ヒ大豆ニ代ルニ豌豆ヲ用ヒテ小刀錐ヲ用ヒズシテ容易ニ豆細工ヲ為ス様ニナリシ此發明者ハ近藤保姆ニテ今日此豆細工ニ付テハ深く感謝スヘキ次第ナリ（近藤氏ノヒゴヲ用フルニ至レルノ最初ハ誠ニ提灯屋ヨリ其提灯ニスル竹屑ヲ取り寄せ試ミタリ）⁽⁵³⁾

このように、当時の保姆は一つの問題に直面すると「ないもの」は自ら「創り工夫すること」で解決していったのである。摺紙法の紙と染めの問題、豆工法の豆と細木の問題を除けば、第十一から第二十恩物までの他の恩物の用法は、第十一恩物刺紙法が幼児にとって作業が細か過ぎるということ以外は、保姆、保姆見習生、幼児にとってもそれほど難しい活動であったとは思われない。ただ、それぞれが、単なる作業のための作業ではなく、フレーベルの主唱する反対一致と、営生・美麗・脩学の三式を含んでいることを確認しながら製作することに注意が払われている。そのことは「恩物大意」でも「代紳録」でも繰り返し強調されているところである。

豊田美雄の「代紳録 全」及び「代紳録 二」の内容であるが、3月1日から7月5日までの前期講義分は後章で詳しく触れているが、幼稚園の抑論に始まり、反対一致が語られ、恩物ではまず第一号恩物（第一恩物六球法）、第二号恩物（第二恩物三體法）が語られ、次に第三号恩物（第三恩物第一積體法）が語られ、ここで営業式・摘美式・修学式が紹介され、「十五ヶ条ノ法則」に触れている。7月3日になって、第四号恩物（第四恩物第二積體法）の説明が始まり、7月5日に前期の講義が終結している。ここでも全体に反対一致があること、営生式（注；営業式の両方が使われている）・美麗式・修学式がすべての活動に備わっていることが強調されている。

後期の授業は、「十月十五日」に始まるが、ここではフレーベルその人と幼稚園について説明し、末尾

で「却説第四恩物摘美式營生脩学ノ三式中摘美ニ於テ最種類多也トス其一式ヨリ五式ニ至ルホハ幼稚園中に譲ル」といい、これらのことについては『幼稚園』を参照するようにと述べている。これは、豊田が『幼稚園』を使い易い、実践向きの書と見なしていた証しである。「十月廿二日」には、第三、第四恩物両者を使った三式について述べ、「十一月十二日」、第五恩物（第五恩物第三積体法。後期は第五号恩物という言い方はしていない）に移っている。「十一月十九日」の講義内容は珍しく「脩学式 角形ホ圖ニ因ル可シ 摘美式 形圖ニヨル可シ」の記述だけであり、おそらく桑田の『幼稚園』中の例図か、掛図のようなものを用いて説明したかであろう。「十二月六日」、「十二月十三日」は、簡単な図も幾つか添えながら第六恩物（第六恩物第四積体法）の説明をしている。この日から、12月24日の保姆見習生の修業式まで、英雄の保育法の授業はない。

授業の再開は、「十二年一月十四日」であり、第七恩物（第七恩物置板法）の説明に移るが、第一から第六までは固形体の恩物であり、第七からは線、点によって形を作り出すことになる、と説明している。すなわち、線は置箸法、置環法、置板、連板、図画法、繡紙法、織紙法などがあるとしている。また、「濕絲ヲ以テ机上ニ種々ノ形ヲ顯ス但シ此法当園ニ欠ク」と語っている（これは鹿児島幼稚園で取り入れている）が「濕絲」も線の部である。また、点は、貝遊び、石遊び、刺紙法があるといい（注；「恩物大意」ではこれに「碁石」が含まれる）、「體」に豆工法、粘土模型法があるとしている（注；摺紙法つまり折り紙、剪紙は面であるが、「恩物大意」中の説明のように明示していない）。第七恩物でも幾つかの図入りで説明がなされている。

「一月廿一日」には、「明治十二年一月廿一日造之」として「代紳録 二」に移るが、ここでは第七恩物の脩学式・營生式・摘美式の例が多く、多くの図入りで説明されている。「一月二十八日」、「一月卅日」（注；この日は「但シ自宅」とある）には、第八恩物の三式が多く、多くの図入りで説明され、『幼稚園記 附録』にある小話が幾つか挿入されている。「二月一日」には、球の説明をし、粘土模型法は「実体」の部であると語り、球、リング、ナシ、ヒョウタン、器などの図があり、粘土による製作の目的、内容、方法に触れている。また、ここで再び「濡糸」に触れ、その用法を説明している。

また、当日は、幼稚園の子どもの数は一教室30人位がちょうどいいということや、「諺曰今日ノ小児ハ明日ノ大人也ト又曰小児ハ大人ノ師也ト」など、『幼稚園記 附録』中の記述を挿入し、語っている。

「二月四日」の最終日の講義は、再び第八恩物に触れているが、その理由を「其再聴セシニ因テ也」とし、授業者としての誠実な姿勢を見せている。

以上が豊田英雄の「保育法」講義のあらましであるが、講義の内容を追っていくと、豊田英雄は、明治11年（1878）末あるいは明治12年（1879）初めまでには、手技的なものを含めほぼ恩物全体の目的、内容、方法について掌握していることが明白である。

クララによる「保育法」は、保姆見習生に対しても「當分原書ニツイテ口授シ生徒ヲシテ手記セシム」というわけであろうから、クララ、関のペアでしか担当できない。練習科目を参照すると前期「恩物大意」と後期「布列別傳」がある。豊田英雄の手記「恩物大意」は幼稚園開業直後4カ月間受けたクララの講義記録の一部であろうし、それが保姆見習生に繰り返されたと見る。豊田、近藤、2名の手伝い（助手）に授けた講義とは別に、わざわざ新しいテキストを使う必要は、クララにも関にもなかったし、生まれたばかりの文を育てなければならないクララと、翻訳、著書で多忙で、しかも病状が悪化していた関にとって、とてもその余裕はなかったと思われる。

「布列別傳」は単なる伝記の紹介とも思われないので、豊田の「代紳録」でいえば「代紳録 一」と「代紳録 全」、「代紳録 二」、また「幼稚園傳習聞書稿」等に記された一部分あるいは相当部分がそれに該当するかと思う。

「恩物大意 三十四葉」(注;三十四葉の文字を除いて「恩物大意」と記述されることが多い)は幼稚園の「抑論」に始まり、続いて六球法が語られる。ここでも「代紳録」等の内容と基本的に重なるところはあるが、こちらは各恩物の用法が文中に図を入れながら、「代紳録」にはないようなかなり具体的に詳細な説明がなされている。ただ、基本は常に反対一致が語られ、営生式、摘美式、修学式で貫かれている。特に、三式については「営生様ノ解ヲ為スハ幼稚ノ者ヲシテ希望恩像心ヲ発起セシムル様注意ス可シ」と、「修学式ヲ為スハ其精神ヲ鋭ク為ス様ニス可シ」と、「美麗様ハ其感覚ヲ鋭クスル者ナリ」とを付け加えている。第三恩物の説明の後にフレーベルの「恩物組立ノ基礎」として二種あって「既ニ一箇ノ物体」と未だ一個の物体に「成ラサル物」があり、「未ター物ト成ラサルモノ」を「用法」というとしている。「代紳録」でいう物体教科と事業教科のことである。

「恩物大意」においては、明治12年(1879)3月、関 信三纂輯の『幼稚園法 二十遊嬉 全』にある恩物とは異なるもの、例えば「基石」、「繻糸(注;読みは「しゅし」。濡糸とすべきところか。)」などがあるが、これはフレーベルが考えたものでなく、子どもの遊びからきたもので「シンヘル氏」なる者が「先人ノ意ヲ以テ之ヲ幼稚園ノ課目ニ加ヘシモノナリ」の説明がある。また、『幼稚園法 二十遊嬉 全』と同一の恩物も順序が異なっている部分もある。

「代紳録」中に説明のあった、第三、第四あるいは第四、第五の恩物を一緒に扱うこと目的としては、幼児に「比較ノ心ヲ起サシムルニ在リ」と語っている。

また、クララは(フレーベルは)、幼児の恩物活動中に保育者が適切な声かけをすること、幼児の言葉を引き出すこと、あるいはときに応じて小話を語ることが必要であることは何度も繰り返すが、たとえば営生式において「幼稚ノ自ラ其ノ形ヲ造ルハ其形状ニ應シ之ニ名ケテ説明ス假令ハ若シ家等ニ付テモ家ハ何人ノ造ル者ナルヤ又其家内ニ在ル建具等ハ何人ノ造ル者ナルヤ等(注;前村による中略)幼稚ノ自ラ作ルハ其物ニ依リテ其心ニ熟思スル様教示ス可シ」と語っている。

「恩物大意」ではいわゆる恩物の他に「遊戯」を説明し、「唱歌」を説明するが「歌を授クルハ最初其歌ノ意味ヲ能ク解シオキ而テ之ヲ授ク可シ若シ其意ヲ示サシテ授ルハ無益ニ屬ス」といつている。最終末には「小話」の説明があり、「猫ト針ノ話」、「太陽ト風ノ話」が紹介され、それぞれ小話中の暑い箇所では額を拭い、雷が鳴るときは足で音を出し、次第に激しくなるときは机を叩くなど、子どもの動作を伴う展開例が示されている。

「恩物大意」は、各恩物、各活動の意義を知るためには有効であったかと思うが、図があったとしても完全ではなく、保姆も、保姆見習生もこれだけでは諸活動のイメージを描き出すことには難渋したことと思う。その点、桑田の『幼稚園』の方がはるかに実践向きであり、活動の仕方が一目瞭然である。また、明治11年(1878)11月に、東京女子師範学校附属幼稚園自体が『幼稚園恩物圖形』を発行しており、後にも述べるように、これには説明は一切ないが第八恩物から第二十恩物まできわめて豊富な実践図例が載っており、豊田、近藤の保姆や、氏原、木村、横川の保姆見習生は、「恩物大意」で各恩物活動の意義を知り、実際場面では『幼稚園』と『幼稚園恩物圖形』を用いることで幼稚園保育を実体化できたと思う。

わが国のフレーベル主義保育の初期定着には、明治9年(1876)1月の『幼稚園 巻上』、明治10年(1877)7月の『幼稚園 巻中』、明治11年(1878)6月の『幼稚園 巻下』や、解説は一切省いた『幼稚園恩物圖形』が大きく貢献しているのである。

「恩物大意」では、特に、修学式の用法などは微に入り細を穿って説明されているが、それがよけいに恩物の用い方を分かりにくいもの、馴染みにくいものにしており、幼児の気持ちを配慮すべきだといながらも、その内容、方法は幼児が実践するには、高度に過ぎるし、複雑に過ぎると思う。フレーベルが、恩物のシステムを編み出した時点から、そうした要素は具有していたかと思われるが、フレーベ

ルの後継者たちは、さらに理屈を過剰にして、複雑化し、秘儀主義、形式主義に陥らせてしまっているのである。形式的過ぎる指導場面では、子どもはすぐに倦怠に陥り、且つ、活動に忌避感を抱く子もあったことは過去に数多く報告されているとおりである。

しかし、フレーベリアンの保姆たちの名誉のためにいうと、保姆たちは恩物活動が幼児に無理なく遂行された場合には、子どもたちは夢中になって恩物による活動を知っていたし、それが子どもの感性を磨き、想像力を鍛え、創造性を育むことになることを理解していたのである。

先の「東京女子師範学校附属幼稚園製造」の『幼稚園恩物図形』において取り扱っている恩物は、お茶の水女子大学図書館蔵の資料によると、第八恩物から第二十恩物までであり、第一恩物から第七恩物までは見られないが、そちらは桑田親五の『幼稚園 巻上』、『幼稚園 巻中』で十分カバーできているという判断であろう。

この書は目次も解説も一切なく、それぞれの恩物の作り方の事例が図で示されているのみである。ただ、その図例は豊富で、第八恩物置箸法（272種。文字、数字も一に数える）、第九恩物置鑲法（107種）、第十図画法（94種）、第十一刺紙法（93種。一部 abc などといったバリエーションを除く）、第十二繡紙法（136種）、第十三恩物剪紙法（96種）、第十四恩物織紙法（65種）、第十五恩物組板法（93種）、第十六恩物連板法（230種）、第十七恩物組紙法（55種）、第十八恩物摺紙法（129種）第十九恩物豆工法（108種）、第二十恩物模型法（117種）である。

これらの図の出典はまちまちで、最多はシュタイガル（注；士太牙。シュタイガー）のもの（第八恩物置箸法・第九恩物置鑲法・第十恩物圖畫法・第十一恩物刺紙法・第十二恩物繡紙法・第十三恩物剪紙法・第十四恩物織紙法・第十五恩物組板法・第十七恩物組紙法・第十九恩物豆工法）であり、サイデルとスミッドのもの（第十六恩物連板法）、ゴリトリア（注；「恩物大意」中のゴルトアンメル）のもの（第十八恩物摺紙法の1から48まで）、ウキープのもの（第二十恩物模型法の1から17まで）、東京女子師範学校附属幼稚園のもの（第十八恩物摺紙法の49から129まで・第二十恩物模型法のウキープのもの17種を除いて99種）である。

特に注目されるのは、第十八恩物摺紙法すなわち折り紙の63%、第二十恩物模型法の85%は東京女子師範学校附属幼稚園製の作例である、ということである。恩物の作例の中に同校附属幼稚園が良しとするものを取り入れ出版したのである。ここでは「ないもの」を「造り加えた」のである。これは同園が恩物を「わがもの」とした自信の表れである。

折り紙では、外国のものは整形体のもばかりであるが、同園による折り紙例では、家、奴さん、三宝、菖蒲、鶴、蛙、蟹、兜、双船、帆掛け船、いまではほとんど折られることのない六歌仙、駕籠などがある。特に染色された六歌仙は苦心作で、お茶の水女子大学、高橋寿賀子家、横川家文書などにも実作例が残っている。ゴリトリアの折り紙は氏原にいわせると美麗式（注；部分的には修学式を含むと考えていい）のみとなっているが、同園の折り紙を入れて初めて、摺紙法も営生式を含むことになる。

また、模型法では、鋤、鋏、杖、篩、斧、湯飲み、瓦、鈴、魚、蜜柑、琵琶、茄子、南瓜、お釜、椅子、机、桶、徳利、柄杓、犬、豚、鶉、蛙、亀、時計、温度計、団扇、靴、煙管、鯉、金魚、手、足、胸像、花類、鶴、猫、鹿、兎、鯛、球、半球、三角錐、立方体、円錐、四角柱、三角柱、直角三角形板、正三角形板、扇形板、正方形の大・中・小の板などがある。粘土でどうやって造るのか、疑問に思われるものもあるが、ここでも、営生、美麗、修学の学習が基本となっている。

明治11年（1878）末までには、出版物では、明治9年（1876）1月の桑田親五の『幼稚園 巻上』、明治10年（1877）7月の『幼稚園 巻中』、明治11年（1878）6月の『幼稚園 巻下』があり、また、明治9年（1876）7月には関 信三の『幼稚園記 一 二 三』、明治10年（1877）12月の『幼稚園記 附録』

が既にあり、また、明治11年(1878)4月完成の関 信三の「幼稚園創立法」が、同年12月9日発行の『教育雑誌』(第八十四号)に掲載され、公にされている。また、何と云っても、明治11年(1878)11月には、東京女子師範学校附属幼稚園自身による『恩物図形』が発行されている。

講義、実習では、明治9年(1876)の11月から翌年3月まで、豊田、近藤、保育手伝い2名に対する松野クララの61回に及ぶ講義があり、明治11年(1878)3月、保姆見習生制度による事業が始まると、松野クララに加えて、豊田英雄、近藤 浜も保姆養成の受講者から講義者となる。豊田の講義は自信に満ちており、近藤の手技製作も手堅く進められている。特に、手技製作は、近藤を中心に、豊田、保姆助手、保姆見習生、幼児教育に関心を持つ本校生徒なども参加しており、恩物の中味を充実させることに役立っている。

以上のようなことから、明治11年(1878)秋頃までには、唱歌を除けば、関 信三、松野クララ、豊田英雄、近藤 浜らの2年間にわたる精力的な活動によって、東京女子師範学校附属幼稚園におけるフレーベル主義保育の初期定着がなされた、と考える。この4名中一人が欠けてもわが国におけるフレーベル主義保育の早期定着は相当厳しかったのではないかと。そうした意味では、これはただ一人の英雄がなした業績などではなく、田中、中村、桑田の応援を受けた、チームプレーによる輝かしい成果なのである。

2. 幼稚園における唱歌教育導入の経緯

2.1 『保育並ニ遊戯唱歌』(『保育唱歌』)と洋風唱歌

2.1.1 『保育唱歌』の時代

フレーベル主義保育では、恩物だけでなく、唱歌と遊戯が重視され、遊戯に伴う唱歌が重要視されることは開業前から分かっていたはずであるが、同園では開業当初はこれについてはまったくお手上げ状態であった。ただ、クララはピアノをかなり弾けたし、音楽的素質があったようであるから、保姆養成学校で学んでいるなら、「この遊戯には、それに伴うこういう唱歌があり、歌詞は英語でいえばこうなります」と語れたであろうし、関がそれを翻訳し、あるいは豊田がそれを幼児向きに改訳して、2、3曲くらいならすぐにでも取り込めたはずである。しかし、そうした形跡はまったく見られないのである。これもクララにまつわる謎の一つである。設立当時の一日の流れとして、『日本幼稚園史』では次のように記述している⁽⁵⁴⁾。

登 園

整 列

遊戯室——唱歌

開誘室——修身話か庶物話(説話或は博物理解)

戸外あそび

整 列

開誘室——恩物—積木

遊戯室——遊戯か體操

晝 食

戸外遊

開誘室——恩物

歸宅

これで見ると、開業直後から、登園後、すぐに整列し、遊戯室に入り毎朝唱歌をうたったことになる。しかし、これもいつの頃からのものか明確ではないのである。開業直後は、クララも恩物の導入に忙しくて唱歌を取り込む余裕などなかったのか、あるいは幼稚園における唱歌のメロディーに自信がなかったのか、目賀田種太郎、伊澤修二、メーソンより先に洋風唱歌を同園に導入する可能性はあったのにそれをしたという形跡はないのである。「洋琴（ピアノ）」が弾け、うたうことも好きだったクララが、関や豊田や近藤が悩みに悩んでいるのに、なぜ自ら学んだ唱歌を紹介しなかったのか、ここらにもクララをめぐる謎は残るのである。

唱歌については、摂理の中村正直も心配して、明治10年（1877）11月、宮内省式部寮雅楽部に依頼し、豊田や近藤がかなりの数の歌詞を作り、伶人たちがこれに譜をつけ、保姆らにその唱歌（注；既述のように洋風唱歌の導入までは「しょうが」と濁る）を練習させるという活動が始まるのである。伶人は交替で来園したようである。笏拍子で拍子を取り、和琴（注；読みは「わごん」。六弦の琴。長さ約1.9メートル。音は大きくない）で伴奏された。この段階になると、保姆見習生や保姆練習科生らの回想記にもあるように、クララもピアノによる伴奏をしたことは確実である。

氏原は「唱歌ハ洋琴ニ合シテナス」ハ一週中月水ノ二回ニシテ朝会ノ集リノ時クララ保姆之ヲ弾ジテ幼児一同唱歌ニ和ス此月水若シクララ氏欠勤ナレバ楽器ヲ弾ク者ナキニヨリ楽器ニ和セスシテ唱歌ス之他ノ保姆未タ洋琴ヲ弾クヲ知ラサルニヨリ遊戯ヲナスニハ楽器ニ和スルヲナク唯唯保姆幼児ト共ニ唱歌シツツナセリ」⁽⁵⁵⁾という重要な証言をしている。氏原は、明治11年（1878）2月から8月まで、保姆見習生として同園に在園しているから、その時期には、クララもピアノで雅楽調の唱歌の伴奏をしていたことが確かである。

豊田、近藤と伶人との協力による唱歌の作成は、『保育並ニ遊戯唱歌』（注；通称『保育唱歌』）に結実している。斎藤基彦⁽⁵⁶⁾は、作成された曲譜の数は、同じ曲に異なる歌詞をつけたものもあるが、重なるものは一方を外すが、二番以下で異なる譜のもの11譜を加えると103譜になる、といている。歌詞の数はダブっているもの一つを除くと99歌詞、2番以下を異なるものと見なすとさらに21歌詞が加わるといっている。両者の努力によってかなりの数の唱歌が作られたのである。曲の調子はWeb上のサービスで聴くことも可能であるが、あくまでも雅楽調で、非常にスローテンポのものが多いが、例を最も手っ取り早く引くと「君が代」がある。歌詞は、作者者が不明のものも多いが、「大和ことば」を用いている。

これらの唱歌の中で、分かっている範囲のものでいうと、最も古いものが、明治10年（1877）11月13日に上申された3曲、第二十二「露霜（秋の日影）」（芝 葛鎮撰曲）、第七十三「冬の同居（冬燕居）」（撰譜者不祥）、第八十六「風車」（撰譜者不祥・改訳者は豊田英雄といわれている）であり、最も新しい唱歌が明治13年（1880）6月の3曲、第二十「鏡山」（林 広守撰曲）、第四十九「ふりぬる文」（芝 葛鎮撰譜）、第八十四「山吹（款冬）」（注；読みは「かんとう又はがんとう」。フキ、ヤマブキ、ツワブキの異名）」（東儀季熙撰譜）である。分かっている範囲で、上申日（年月日）をまとめると次のようになる。

・明治10年（1877）11月13日〈3曲〉

○第二十二「露霜（秋の日影）」（芝 葛鎮撰曲）、○第七十三「冬の同居（冬燕居）」（撰譜者不祥）、

・明治10年（1877）12月〈8曲〉

○第七十四「夜さむ」（上 真行撰譜）、○第五十一「百鳥（ももとり）」（林 広守撰譜）、○第六十三「遊魚」（山井景順撰譜）、○第八十八「兔」（多忠廉撰譜）、○第九十「家鳩」（東儀季芳撰譜・豊田英雄改訳）

・明治11年（1878）2月2日〈1曲〉

○第二「父こそ」(東儀頼玄撰譜)

・明治11年(1878)2月22日<5曲>

○第八十九「手車」(辻 高節撰譜)、○第二十五「ははそば」(上 真節撰曲)、○第五十二「我が行く末」(林 広継撰譜)、○第六十四「花橘」(山井基万撰譜)、○第七十五「河水」(東儀季芳撰譜)

・明治11年(1878)3月<1曲>

○第一「学道」(昭憲皇后御歌・東儀季熙撰譜)

・明治11年(1878)4月9日<5曲>

○第二十四「墨縄」(多久 随撰曲)、○第二十六「菊のかざし」(林 広守撰曲)、○第三十「やすきためし」(山井景順撰譜)、○第六十二「よよのおや」(本居宣長詠・林 広季撰譜)○第六十七「白金(しろがね)」(万葉集 山上憶良詠・芝 葛鎮撰譜)

・明治11年(1878)6月17日<5曲>

○第三「民草」(東儀季芳撰譜・豊田英雄詠か)、○第五「天鶴群(たづむら)」(山井基万撰譜)、○第六十六「よろづの事」(多 忠廉撰譜)、○第七十七「そむかぬ道」(多 忠廉撰譜)、○第七十八「浜の真砂」(奥 好義撰譜)

・明治11年(1878)8月上<7曲>

○第四「春日山」(明倫集 入道前太政大臣女詠・上 真節撰譜)、○第二十三「元は早苗」(三草集 少将源定従詠・林 広季撰曲)、○第二十七「神恵」(玉鉾百首 本居宣長詠・林 広継撰譜)、○第五十三「隅田川」(琴後集 村田春海詠・豊 喜秋撰譜)、○第六十五「鹿島神」(万葉集 大舍人千文詠・芝葛鎮撰譜)、○第七十六「思ふどち」(拾遺集・林 広継撰譜)、○第八十七「園の遊」(奥 行業撰譜)

・明治11年(1878)10月7日<4曲>

○第二十八「兄弟の友愛」(豊田英雄訳・豊 喜秋撰譜)、○第二十九「子(ね)の日遊」(琴後集 村田春海詠・芝葛鎮撰譜)、○第六十八「苗代水」(明倫集 橘 為仲詠・多久 随撰譜)、○第九十一「野山の遊」(豊田英雄訳・奥 好寿撰譜)

・明治11年(1878)11月27日<5曲>

○第六「神之光」(明倫集 為盛朝臣詠・上 真行撰譜)、○第七「筍」(村田春門詠・近藤 浜撰譜)、○第三十二「みちのく山」(万葉集 大伴家持詠・林 広守撰曲)、○第三十三「かひある千代」(明倫集 橘 枝直詠・辻 則承撰譜)、○第五十四「梓弓」(明倫集 平 春庭詠・山井景順撰譜)

・明治12年(1879)1月16日<6曲>

○第八「うなるのみちびき」(豊田英雄訳・芝 祐夏撰曲)、○第三十一「豊田英雄訳・豊 時鄰撰譜)、○第三十四「露の光」(奥 好寿撰譜)、○第五十五「さざれいし」(古今集 東儀頼玄撰譜)、○第五十六「春の山辺」(古今集 素性法師詠・東儀俊慰撰譜)、○第七十九「不二の山」(万葉集 山部赤人詠・東儀季芳撰譜)

・明治12年(1879)2月5日<2曲>

○第九十二「めかくしおにあそび(注;仮題)」(豊田英雄訳・奥 行業撰譜)、○第九十三「こねづみ」(豊田英雄訳・東儀季長撰譜)

・明治12年(1879)5月10日<6曲>

○第九「まなびのゆきかひ」(辻 高節撰譜)、○「人の誠」(東儀彭質撰譜)、○第三十五「造化の妙」(近藤 浜詠・近藤 浜撰譜・林 広守訂正)、○第五十七「桜」(橘 千蔭詠・多久 随撰譜)、○第六十九「めかくし遊戯(注;仮題)」(豊田英雄訳・近藤 浜撰譜)、○第八十「王昭君」(村田春海

詠・奥好義撰譜)

・明治12年(1879)5月10日<4曲>

○第十一「滝の白糸」(千載集 盛 方詠・林 広継撰曲)、○第十二「夏山」(金葉集 慈円詠・林 広守撰曲)、○第七十「山時鳥」(近藤 浜詠・東儀季芳撰曲)、○第八十一「こがい」(拾遺集 兼盛詠・林 広季撰譜)

・明治12年(1879)11月<10曲>

○第十三「明石の浦」(柿本人麻呂詠・多久 随撰譜)、○第十四「梢の藤」(橘 千蔭詠)、○第十五「去年の雪」(続後撰集 前関白左大臣詠)、○第十六「蟋蟀(こほろぎ)」(万葉集 読人不知)、○第五十八「唐琴(からこと)の浦」(古今集 素性法師詠・撰譜者不祥)、○第五十九「水底の月」(古今集 紀 貫之詠)、○第六十一「二見の浦」(藤原兼輔詠・東儀頼玄撰譜)、○第七十一「山下水」(拾遺集 紀 貫之詠) ○第八十二「堤の雲」(春野詠)、○第九十八「山家」(近藤 浜詠)

・明治12年(1879)12月9日<4曲>

○第九十四「春」(近藤 浜詠・林 広守撰譜)、○第九十五「夏」(近藤 浜詠・林 広守撰譜)、○第九十六「秋」(近藤 浜詠・林 広守撰譜)、○第九十七「冬」(近藤 浜詠・林 広守撰譜)

・明治13年(1880)5月20日<6曲>

○第三十七「竹之根」(橘 千蔭詠・山井基万撰譜)、○第三十八「行巡(ゆきめぐり)」(後古今集 小野右大臣詠・東儀彭質撰譜)、○第三十九「雪降りて」(古今集 上 真行撰譜)、○第六十「いろは」(近藤 浜詠・東儀季芳訂正)、○第九十九「宇治川」(万葉集 柿本人麻呂詠・奥 好寿撰譜)、○第百「花見之駒」(近藤 浜詠か・豊 喜秋撰譜)

・明治13年(1880)6月<3曲>

○第二十「鏡山」(林 広守撰曲)、○第四十九「ふりぬる文」(芝 葛鎮撰譜)、○第八十四「山吹」(東儀季熙撰譜)

・上申日不祥<17曲>

○第十七「大和撫子」(権掌侍税所敦子詠・林 広継撰譜)、○第十八「若紫」(権命婦平尾歌子詠・多 忠廉撰譜)、○第十九「君が代」(林 広守撰譜)、○第二十一「海行かば」(東儀季芳撰曲)、○第四十「六の球(注;むつのだま)」(豊田英雄詠・辻 高節撰譜)、○第四十一「赤色」(豊田英雄詠・奥 好寿撰譜)、○第四十二「黄色」(豊田英雄詠・豊喜秋撰譜)、○第四十三「青色」(豊田英雄詠・多久随撰譜)、○第四十四「柑色」(豊田英雄詠・奥 好義撰譜)、○第四十五「緑色」(豊田英雄詠・多 忠廉撰譜)、○第四十六「紫色」(豊田英雄詠・豊 時鄰撰譜)、○第四十七「元色」(豊田英雄詠・辻 則承撰譜)、○第四十八「間色」(豊田英雄詠・東儀季長撰譜)、○第五十「倭心」(撰譜者不祥)、○第七十二「君が恵」(芝葛鎮撰譜)、○第八十三「富士の峯」(村田春海詠・東儀俊慰撰譜)、○第八十五「科戸(注;読みは「しなど」)の風」(撰譜者不祥)

開業1年後の明治10年(1877)11月27日、皇后・皇太后を迎えて正規の開園式が行われたが、その時、園児たちが唱歌をうたったことは記録上確かである。明治10年(1877)11月28日の日日新聞⁹⁷⁾には「幼稚唱歌し保母音楽を奏せしかば、園中にさんざめき渡りて面白かりければ、御氣色もいとめでたかりき」とある。また、英雄のいう「(前年の開業式の日)に風車、蝶々などのうたをうたひて」というのもこの日のことと思われる。

幼児が集団で唱歌をうたうということは当時は大変珍しいことであったし、「保母音楽を奏せしかば」というのは、クララが子どもたちの唱歌にピアノで伴奏をつけたことを指すと思われるので、幼児の歌声

とピアノの伴奏が「園中にさんざめき渡りて面白かりければ」皇后、皇太后を初め参観する者すべてにある種の感銘を与えたのであろう。

この日、クララは皇后、皇太后に挨拶をし、クララのピアノと同僚（注；近藤 浜と思われる）の琴との合奏も行っている。

なお、「蝶々」は、明治7年（1874）頃には、例外的に早い小学校の唱歌としてうたわれるようになっていたが、豊田英雄の訳詞（改訳詞）とされる「風車」は伶人と保姆が協力して作った最初期の唱歌の一つである。開園式はその晴れの披露の場でもあったのである。「風車」の上申年月日は明治10年（1877）11月13日であるが、あくまでも上申日というのは、伶人から長に報告された日のことであって、実際の作成年月日はそれより遡るわけで、保姆も園児も十分それを練習する時間はあったのである。式部寮の伶人が保姆等に唱歌音楽の「傳習」を開始したのは、明治11年（1878）11月6日からであるが⁽⁵⁸⁾、もちろん、当月の正規の幼稚園式を意識してのことである。

『保育並ニ遊戯唱歌』（『保育唱歌』）の歌詞の中には、万葉集、明倫集など、古歌からとったものもあるが、大半の唱歌は豊田、近藤の保姆と伶人が協力して作ったものといわれている。しかし、作曲者はある程度判明しているが、作詞者、訳詞者（改訳詞者）の名前は不明のものも多く、現在となっては豊田、近藤の作を特定できるものは少ない。『日本幼稚園史』⁽⁵⁹⁾や斎藤基彦の資料⁽⁶⁰⁾などを参考に、現時点で分かっている豊田、近藤が関係した唱歌作品は次のとおりである。

<豊田英雄>

- 「風車」（撰譜者不祥・訳は豊田英雄といわれている）明治10年（1877）11月13日上申
- 「家鳩」（豊田英雄訳、東儀秀芳撰譜）、明治10年（1877）12月上申
- 「民草」（豊田英雄詠、東儀秀芳撰譜）、明治11年（1878）6月17日上申
- 「野山の遊」（豊田英雄訳、奥 好寿撰譜）、明治11年（1878）10月7日上申
- 「兄弟の友愛」（豊田英雄訳、豊 嘉秋撰譜）、明治11年（1878）10月7日上申
- 「うなゐのみちびき」（豊田英雄訳、芝 枯夏撰曲）、明治12年（1879）1月16日上申
- 「教の道」（豊田英雄訳、豊 時鄰撰譜）、明治12年（1879）1月16日上申
- 「めかくしおにあそび（注；仮題）」（豊田英雄訳、近藤 浜撰譜）、明治12年（1879）5月10日上申
- 「めかくしおにの遊戯（注；仮題）」（豊田英雄訳、奥 行業撰譜）、明治12年（1879）2月5日上申
- 「こねづみ」（豊田英雄訳、東儀秀長撰譜）、明治12年（1879）2月5日上申
- 「六の球」（豊田英雄詠、辻 高節撰譜）、上申日不祥
- 「赤色」（豊田英雄詠、奥 好義撰譜）、上申日不祥
- 「黄色」（豊田英雄詠、豊 嘉秋撰譜）、上申日不祥
- 「青色」（豊田英雄詠、多久 随撰譜）、上申日不祥
- 「柑色」（豊田英雄詠、奥 好義撰譜）、上申日不祥
- 「緑色」（豊田英雄詠、多 忠廉撰譜）、上申日不祥
- 「紫色」（豊田英雄詠、豊 時鄰撰譜）、上申日不祥
- 「元色」（豊田英雄詠、辻 則承撰譜）、上申日不祥
- 「間色」（豊田英雄詠、東儀秀長撰譜）、上申日不祥

<近藤 浜>

- 「筍」（村田春門詠、近藤 浜撰譜）、明治11年（1878）11月27日上申

「造化の妙」(近藤 浜詠、近藤 浜撰譜、林 広守訂正)、明治12年(1879) 5月10日上申
 「いろは」(近藤 浜撰譜、東儀秀芳訂正)、明治13年(1880) 5月20日上申
 「山時鳥」(近藤 浜詠、東儀秀芳撰譜)、明治12年(1879) 9月13日上申
 「めかくしおにあそび(注; 仮題)」(豊田英雄訳、近藤 浜撰譜)、明治12年(1879) 5月10日上申
 「春」(近藤 浜訳、林 広守撰譜)、明治12年(1879) 12月9日上申
 「夏」(近藤 浜訳、林 広守撰譜)、明治12年(1879) 12月9日上申
 「秋」(近藤 浜訳、林 広守撰譜)、明治12年(1879) 12月9日上申
 「冬」(近藤 浜訳、林 広守撰譜)、明治12年(1879) 12月9日上申
 「山家」(近藤 浜訳)、明治12年(1879) 11月上申 ※ 「野山の遊」と同音。
 「花見之駒」(近藤 浜詠、豊 嘉秋撰譜)、明治13年(1880) 5月20日上申

以上が、二人が直接関わっている唱歌であるが、作詞者あるいは訳詞者が不明とされている多くの唱歌の中に二人が関わっているもののがかなりあるのではないか、と思われるのだが、今となってはなかなか特定することは困難な作業である。上記の唱歌中には、豊田が詞を作り、近藤が曲を作ったものなどもある。

当時の保育唱歌は、歌詞は古めかしく、曲はスローテンポで幼児向きではなかったのではないか、という指摘がある。しかし、身近にモデルやサンプルがない以上、保姆や伶人たちは自分たちの手で作らざるを得なかったのであるが、歌詞は古歌調になったし、曲は雅楽調になったのである。保姆見習生の氏原が「現今ハ唱歌多ク不自由ナキモ此ノ幼稚園創立ノ当時ニアリテハツモナク其保姆ノ豊田近藤両氏ノ作歌シテ之ヲ式部寮雅楽局ノ伶人ニ作符ヲ請ヒ後此伶人ヨリ教鞭ヲ受ケ保育ニ用フルニ至リタルモノニテ彼ノ風車家鳩民草ノ如キ之ナリ」⁽⁶¹⁾と記しているような状況だったのである。

ただ、たとえ英語に強かったにしろ、漢学の素養で粹付けられている桑田や関には、幼児向きの作詞をすることは、難事の中の難事だったようである。桑田の「鴿舎(注; 家鳩)の歌」の訳は次のとおりである⁽⁶²⁾。

鴿舎の歌

^{ハトゴヤ}鴿舎をあけて^{ハート}鴿を放そ 稚兒等圓形中を出でて行く。

^{ドコ}鴿は何處へ行た^{クハダ}田畝に遊び^{クハダ}草原に遊ぶ 圓形を出てたる稚兒の遊ぶうちはくりかへし此句をうたふなり。

^{ハト}早く歸れ鴿舎閉よ 聲を高ふして三度此句を謡と圓形に歸るべきを示すなり。

歸らぬから閉よソラ閉まつた 此句を謡ふ時は歸つてくるとも圓形に入る能はざるなり。

訳者自身も自覚しているからまだ救われるが、リズム感のない、固い訳詞である。これでは曲をつけることはできない。これでは幼児は叱られているようなものである。英雄はこれを次のように訳している⁽⁶³⁾。

家 鳩

いへばとの	すのとひらきて
はなちやる	ゆくゑやいづこ
やまにのに	しばふのはらに
あそぶらん	あそびてあらば
かへらなん	とくかへらなん
かへらずば	すのととぢてん
すのととぢてん	

やわらかい言葉の調子とゆったりとしたリズム感のある美しい響きである。ここにはごく幼い頃から母から詩歌などを読み聞かされ、自分自身も和歌を詠むようになった人の豊かな素養が投影されている。これは単なる改訳というより創造である。

もちろん、これは遊戯に伴う唱歌であるが、遊び方は、まず子どもたちは保育者と共に手をつないで輪をつくる、あらかじめ鳩になる子を二三人決めて輪の中(巢)に入れておくが、「すのとひらきて」で、つないでいる手を離すと(注;あるいはつないでいる手を高くあげると)、鳩はその隙間から飛び出していき、周辺で遊ぶが、歌が「とくかへらなん」に至ると、急いで帰ってくる、という流れである。幼児にも容易にできる遊びだけに大いに喜んで参加していたようである。幼稚園では「風車」などと共にこれはかなり長い期間用いられていたようである。

次に、第一恩物六球法は乳幼児向きということで、これに関する唱歌は作られてすぐにうたわれなくなったが、英雄はこれに関しては、「六の球(注;むつのたま)」と「赤色」、「青色」、「黄色」の三元色の歌詞(訳詞)及び柑色、緑色、紫色、元色、間色の各曲の歌詞(訳詞)を作っているが、その内三元色の歌詞(訳詞)⁽⁶⁴⁾と、「家鳩」と共に長くうたわれることになった「風車」⁽⁶⁵⁾及び「うなゐのみちびき(注;うなゐは幼児の髪形、転じて幼児のこと)」⁽⁶⁶⁾だけを紹介しておくことにする。

六の球

むつのたま	いともてづくり
そのいろは	をなじかずほど
ありとこそしれ	

赤色

のぼるひに	かたどるいろの
あかきをぞ	たまのあそびの
はじめとはする	

黄色

やまぶきの	はなのいろなる
そのたまは	あかきにつげる
きいろなりけり	

青色

あふぎみる	そのおほぞらに
いろとしも	おなじきものは
あをとこそしれ	

風車

(一) かざぐるま	風のまにまにめぐるなり
やまずめぐるも	やまずめぐるも
(二) みづぐるま	水のまにまにめぐるなり
やまずめぐるも	やまずめぐるも

うなみのみちびき

わらはべ（童部）の さとりや（悟易）すかる よき（好き）道を
いざ教へてん その道は
人を愛（め）づるに し（及）くものぞ無き

ここにはいたいけな子どもに対するやさしいまなざしがある。特に「うなみのみちびき」には幾多の悲しみを乗り越えてきた人の優しさがある。倉橋惣三は「今から考へて此時代の唱歌を小児には不適當なむづかしきもの、と評するならば、それは六十年前の過去の時代に溯つて考へて見得ないものである。むしろこの時代にあつて創作を試みた保姆諸氏の力こそ感激なしには追想せられないのである。」⁽⁶⁰⁾と語っている。鋭い感受性と優しい人柄を併せ持つ倉橋惣三らしい見方である。ともかく、豊田や近藤は「ないもの」は自ら「創らなければならなかった」のである。そして「ないもの」は苦心惨憺の末に「創った」のである。『保育唱歌』に関して後代の者に学べるものがあるとしたら、当時の保姆の「創造的姿勢」である。保育は現代でもただ単に保護し教えるだけでなく保育者と子どもが「共に生き」「共に創る」プロセスでもあるはずである。

保母と伶人による『保育唱歌』は、数え方で異なるとはいえ、100曲程の唱歌を生み出したのであるが、保母養成のために使われたものが多く、実際に幼児にうたわせたものはそれほど多くはないようである。しかし、保育実践の場に携わる者と、伝統的な音楽のプロとが、幼児の唱歌作成のために努力をしたという事は、わが国の音楽史上見落とすことのできない大きな歴史的事実である。

唱歌教育の始まりといえば伊澤修二というのがいわば常識となっているが、それは洋風唱歌（注；実質は雅楽調プラス洋楽調の唱歌である）のことであり、雅楽調とはいえ、唱歌教育の事実上の組織的教育の始まりは東京女子師範学校附属幼稚園にあるのである。

1.2.2 メーソンの来日と洋風唱歌の導入

わが国における唱歌をめぐる事態は、明治13年（1880）3月2日、アメリカ人音楽教育家ルーサー・ホワイトティング・メーソンが来日することで一変する。

明治8年（1875）7月、文部省は多数の留学生を派遣するが、その中に目賀田種太郎を留学生監督とした、アメリカの「師範科取調」を目的とする伊澤修二、高嶺秀夫、神津専三郎が含まれていた。伊澤らはニューヨークでメーソンに出会い、音楽教育の重要性に目覚めるが、目賀田種太郎は、明治11年（1878）4月廿日の日付で、田中不二麿宛てに「我公學ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」⁽⁶⁷⁾（同年4月8日には、米国から、田中宛てに、目賀田、伊澤の連名で、音楽取調の事業に着すべき見込書⁽⁶⁸⁾を提出している）を送っている。

この中で、目賀田は、直接的な音楽の効用は「學童ノ健全ヲ助ケ發音ヲ正シクル等ニ可有之ト存候」として、「唱歌ノ課ヲ興スニハ先ツ之レヲ東京師範學校并ニ東京女子師範學校ニ設クベシ」と提唱し、「我國古今固有ノ詞歌曲調ノ善良ナルモノヲ尚研究シ、其ノ足ラザルハ西洋ニ取り、終ニ貴賤ニ關ハラズ又雅俗ノ別ナク誰ニテモ何レノ節ニテモ日本ノ國民トシテ歌フベキ國歌奏ツベキ國調ヲ興スヲ言フ、是レ國樂ノ名アル故ナリ」と述べ、メーソンはその任にあたる最良の人物であると続けている。わが国に「國樂」を興すためにメーソンを推薦するというのである。さらに、「又師範學校ノ演習所幼稚園ニモ右課ヲ教フベシ且ツ唱歌ハ幼児ヨリ始ムルヲ最良ノ法トス」と述べている。

目賀田は、明治12年（1879）6月17日、米国においてメーソンと條約書を結んでいるが、その中には「音樂傳習所之教師トシテ ルーサー ホワイトチング メイソン氏招備之件可取計旨領承則チ御來論之通り條

約取結ヒ申候月給ハ壹ケ月貿易銀壹円銀ニテ貳百五拾圓ト取定メ候」⁽⁶⁹⁾とある。お雇い外国人として十分な待遇である。

メーソンは、明治13年(1880)4月には、東京師範学校、東京女子師範学校、同附属小学校で唱歌の指導を始めているが、おって同附属幼稚園でも指導するようになったとされている。そのことは『東京女子師範学校第六年報 自 明治十二年九月 至 明治十三年八月』においても「是月(注;4月)本省音楽取調所ニ依頼シ音楽教師米國人エル、ダフルユウ、メーソンニ音楽教授ヲ囑託ス」⁽⁷⁰⁾とあることから明白である。いっぽう、明治13年(1880)2月28日、「幼稚園保姆松野くら、女願ニ依リ其雇ヲ解キ三月一日更ニ幼児保育ヲ囑託シテ員外保姆トス」⁽⁷¹⁾とあるようにクララは幼稚園を辞め、員外保姆となる(注;クララは退職後は体操伝習所のピアノ奏者となる⁽⁷²⁾)。

また、同年3月23日、同校は「是マテ音楽教授ヲ囑託セル東京大學理學部教授フランク、エフ、ジュエツトノ囑託ヲ解ク」⁽⁷³⁾のである。クララ、ジュエツトの二人の辞任は、同年2月と3月であるが、もちろんメーソン来日と無関係ではない。空気を察知して辞めるにしろ、解雇されるにしろ実質的な「御役御免」である。

伊澤修二の「音楽取調成績申報書」⁽⁷⁴⁾によると、附属幼稚園での授業は明治14年(1881)9月からとなっており、同じ敷地内にある本校や附属小学校に1年半近くも遅れて、幼稚園におけるメーソンの指導が始まったのである。伊澤と一緒にアメリカに留学した神津専三郎は、明治13年(1880)6月まで、本校と幼稚園監事を兼務しており、メーソンと幼稚園との関係は元々遠くはない。同年9月、神津の後に幼稚園監事を引き受けた小西信八は、幼稚園教育の改善に熱心であり、本人が語っているように幼稚園でも音楽指導をしてくれるようメーソンに嘆願したのである⁽⁷⁵⁾。

伊澤は善良で精力的ではあるが、新興国のリーダーにありがちな我見の強いタイプであり、その生涯において周囲の人としばしば衝突している。伊澤は、メーソンを文部省に推薦した張本人であるにもかかわらず、メーソンと意見が合わずに口論することも多く、その度にメーソンが不機嫌になるため、通訳を担当していた岡倉覺三(注;岡倉天心)の夫人や、後に高嶺秀夫の夫人となる中村正直の娘たか子は気苦労が絶えなかったが、メーソンは、幼稚園に行くと上機嫌になり、メーソンがバイオリンで「蝶々」などを弾くと、子どもらもメーソンに群がって、ズボンにつかまったり、腕にぶら下がったりしながら、調子づいて、飽くことなくうたったようである。

幼稚園では、明治13年(1880)の後半以降は、新しい曲が作られることもなくなったようであるが、形の上では、伶人が同幼稚園の保姆に唱歌、楽器の指導をすることは継続されている。明治14年(1881)5月24日、皇后は東京師範学校、東京女子師範学校、同附属幼稚園に行啓⁽⁷⁶⁾しているが、その日披露された唱歌は『保育唱歌』中の「君が代」、「白金」、「我行末」の3曲であり、依然、洋風唱歌ではない。明治16年(1883)の段階でも、当校学生の清水たづが『保育唱歌』のほとんどの曲を伝来の楽譜で手記している⁽⁷⁷⁾ことから分かるように、洋風唱歌の時代になっても、雅楽調の『保育唱歌』は健在なのである。

ただ、わが国の伝統的な雅楽(注;これも元々は奈良時代に中国、朝鮮から伝えられた外来の音楽である)を継承する伶人たち自身、洋風音楽を学ぼうとする意欲は高く、芝 葛鎮(注;読みは「しばふじつね」)ら数名は、「三條實美のきもいりで、明治11年の末から雅楽課伶人有志により開始されたピアノ学習(注;当時、三條家には貴重なピアノがあった)」⁽⁷⁸⁾をするようになるが、指導者は松野クララである。翌年には、このピアノ学習は官費を以てなされるようになるが、中村理平は「さきに述べたとおり厳密な意味で、最初にピアノの手ほどきをうけた者は幼稚園の保母であつたろうと推察されるが、政府の許可を得て正式に指導を受けたのは、芝 葛鎮、奥 好義、辻 則承3名の伶人と元陸軍軍隊長の小篠秀一の計4名が初めてである。」⁽⁷⁹⁾としている。

また、実際、幼稚園でも保姆に対するピアノの指導をしたらしく、豊田自身「保育にはとにかく唱歌と音楽がなければできません。私共はピアノを弾けず、クララがひいて居ましたが、私共も習つてしまひには段々ひけるようにはなつたのです（注；豊田がピアノを弾けたかは不明である）」⁽⁸⁰⁾と語っており、中村の推察を裏付けている。

クララは元々は音楽家でもなく、音楽教育者でもなく、ただの一保姆であるが、ピアノの指導という側面で、わが国の近代音楽教育史上重要な役割を演じているのである。こうした人物を、東京女子師範学校附属幼稚園が設立当初から主席保姆として採用できたのは、やはり幸いであつたというべきであろう。

当時、60歳前後と思われるメーソンも精力的で、音楽取調所での週17時間の他に、東京師範学校、東京女子師範学校、同附属小学校での授業もこなし、同附属幼稚園でのサービスも行っているが、学者、歌人などが作った和風の歌詞に合う曲を探したり、あるいは多少日本風に改めたりして、日本の「國樂」たるべき唱歌作りにも励んでいる。その成果は、明治14年（1881）11月発行の初編『小学唱歌集』に結実している。なお、『小学唱歌集』の第二編は、明治16年（1883）3月、『小学唱歌集』の第三編は、明治17年（1884）3月に発行されている。

『小学唱歌集』初編が発行されると、幼稚園でも、歓迎され盛んに洋風唱歌がうたわれるようになる。歌詞などは現代から見ればけっこう古風であるが、『保育唱歌』からすれば、子どもにもいづらか分かりやすいものとなっており、子どもの生活リズムに合った曲のテンポや、日本人にも親しみやすい曲の調子が、教師にも子どもにも受けたのである。

東京女子師範学校附属幼稚園の保姆横川襟子は、その履歴書に「同十一年ヨリ十六年迄六カ年間式部寮伶人東儀秀芳同林広継二従ヒ保育唱歌催馬楽並二和琴箏修業又米国人メーソン氏及ヒ音楽取調所ニ於テ西洋唱歌并ニ風琴修業」⁽⁸¹⁾と書いており、メーソンに西洋音楽を習ったことを記している。

明治15年（1882）7月14日、メーソンは健康上の理由で、一時休暇を取り、アメリカに帰ることになるが、帰る当日も幼稚園に荷物を抱えてやってきて、バイオリンを弾いたりして、帰国することを忘れたかのように子どもたちと遊んでいる。

横川は、メーソンの帰国に際し、「秋よりも先に露おく我が袖は人にわかるる涙なりけり」⁽⁸²⁾という和歌を送っている。

メーソンは、健康が回復すれば再来日して、日本の音楽の発展に助力するつもりであつたが、同年11月、文部省はアメリカにいるメーソンに対し、雇用打ち切りの文書を送っている。今度は音楽教育者メーソンが「御役御免」となったのである。

また、明治20年（1887）12月には、文部省から各曲に西洋の五線譜を付けた『幼稚園唱歌集 全』が出版され、全国の幼稚園において広く使われるようになるが、この唱歌集自体は明治16年（1883）7月にはでき上がっており、東京女子師範附属幼稚園などでは、出版に先立って使用されていた。この本にも豊田が作詞に関わつたと思われる「風車」や「ここなる門（注；歌詞の一、二が加部巖夫、三、四が豊田英雄）」なども掲載されている。豊田は幼稚園の洋風唱歌時代にもその足跡を残しているのである。

東京女子師範学校附属幼稚園における唱歌は、明治10年代半ば過ぎまで、雅楽調唱歌と洋風唱歌が並行するという二重構造があるが、子どもたちが喜んでうたい、保姆が自信を持って唱歌の指導ができるようになった時期、つまり同園における唱歌の初期定着は、明治15年（1882）前後と見ていいだろう。

〔注〕

(1) 倉橋惣三・新庄よし子『日本幼稚園史』、臨川書店、1930年（復刻版1980年）、p.31

(2) 上掲書、p32

- (3) 桑田親五『幼稚園 上』、文部省、明治9年（復刻版昭和53年）
- (4) 前掲書、倉橋・新庄、p.34
- (5) 高橋清賀子・野里房代・岸井慶子「豊田英雄の研究—日本初の官立幼稚園誕生時の景況—」、日本保育学会発表資料
- (6) 前掲書、倉橋・新庄、p.36
- (7) 上掲書、pp.45-46
- (8) 上掲書、pp.46-48
- (9) 犬養 毅「郵便報知」、明治10年3月26日の記事
- (10) 陸上自衛隊北熊本修親会編『新編西南戦史』、原書房、昭和54年、p.251
- (11) 中村理平『洋楽導入者の軌跡—日本近代音楽史序説—』、刀水出版、1993年、p.202
- (12) フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』、「東京山林学校」の項、2008/03/24
- (13) 前掲書、中村理平、pp.202-203
- (14) 上掲書、pp.202-203
- (15) 松野久良々「小児養育実験之説」、三條家文書、国会図書館憲政資料室、明治11年
- (16) 松野久良々「婦人のつとめ」、益盛英亮発行、明治21年
- (17) 松野クララ、書簡、高橋清賀子家文書
- (18) 高橋清賀子「今日の幼児教育に語りかける 日本の幼稚園草創期の事々—豊田英雄の文書から（その二）—」、『乳幼児の教育』(No.78)、キュックリヒ記念財団、1997、pp.15-16
- (19) 豊田英雄手記「代紳録 一 浄書 幼稚園教育論 松野久良々氏口授聞書」、高橋清賀子家文書、明治12年か
- (20) 高崎市『高崎市教育史』
- (21) 文部省「文部省年報（明治10年）」、『幼稚園教育百年史』、ひかりのくに、p.776
- (22) 日暮忠誠『官員録（明治10年6月—明治11年7月）』（国立国会図書館蔵）、拓隆舎、明治10—11年
- (23) 前掲書、中村理平、巻頭写真ページ
- (24) 前掲書、倉橋・新庄、p.348-350
- (25) 倉橋惣三「豊田英雄女史御慰安會に列して」、『幼児の教育』（第四十一巻第二號）、日本幼稚園協会、昭和16年、p.29
- (26) フレーベル著・荒井 武訳『人間の教育（上）』、岩波書店、1981第19刷（1964第1刷）、p.19
- (27) 豊田英雄手記「保姆見習生修業式挨拶」、高橋清賀子家文書、明治11年
- (28) 豊田英雄手記「代紳録 全」、高橋清賀子家文書、明治11年
- (29) 豊田英雄『女子家庭訓』、吉川半七発行、明治34年、p.98
- (30) 前掲書、桑田親五、『幼稚園 上』
- (31) 桑田親五『幼稚園 卷上・卷中・卷下』、文部省、卷上は明治9年1月（復刻版昭和53年）、卷中は明治10年7月（復刻版昭和53年）、卷下は明治11年6月（復刻版昭和53年）
- (32) 上掲書、桑田親五『幼稚園 卷中』
- (33) 前掲書、桑田親五『幼稚園 卷下』
- (34) 関 信三訳『幼稚園記 三』、東京女子師範学校、明治9年7月、p.31、岡田正章監修『明治保育文献集 第二巻』、日本らいぶらり、昭和52年、p.207
- (35) 清水陽子・高橋清賀子「豊田英雄の講義ノート「代紳録」にみる明治初期の保育内容」、『西南女学院大学紀要 Vol.12』、2008年
- (36) 前村 晃「豊田英雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(1) —豊田英雄の「代紳録 全」と氏原 銀の「幼稚園方法」との関係—」、『佐賀大学文化教育学部研究論文集 第12集 第1号』、2007年
- (37) 前掲書、桑田親五『幼稚園 卷上』、(卷上卷一) p.12
- (38) 上掲書、(卷上卷二) p.1
- (39) 氏原 銀「幼稚園方法」、竹村 一『幼稚園教育と健康教育』、ひかりのくに昭和出版、昭和35年、p.151
- (40) 前掲書、関 信三訳『幼稚園記 三』、p.2、岡田正章監修、p178
- (41) 前掲書、桑田親五『幼稚園 卷上』、(卷上卷三) p.6-13
- (42) 上掲書、(卷上卷三) p.15
- (43) 上掲書、(卷上卷三) p.14-15
- (44) 東京女子師範学校『東京女子師範學校第三年報』、明治10年
- (45) 上掲書、明治10年

- (46) 上掲書、明治10年
- (47) 池波正太郎小説「剣友一渡辺 昇」、『完本池波正太郎大成』（第二十六巻）所収、講談社、2000年
- (48) 国吉 栄『日本幼稚園史序説 関 信三と近代日本の黎明』、新読書社、2005年、p.350
- (49) 文部省「文部省年報（明治10年-12年）」、『幼稚園教育百年史』、ひかりのくに、pp.776-779
- (50) 前掲書、氏原 銀、p.131
- (51) 上掲書、p.136
- (52) 東京女子師範学校『恩物図形』、明治11年11月
- (53) 前掲書、氏原 銀、p.136
- (54) 前掲書、倉橋・新庄、pp.158-159
- (55) 前掲書、氏原 銀、p.137
- (56) 斎藤基彦「保育並ニ遊戯唱歌」、斎藤の記述は、東京女子師範学校依頼、宮内省式部寮雅楽部撰譜（1877-83）、芝祐泰五線譜編纂（1959年12月8日）、斎藤基彦、江崎公子編集『音楽基礎研究文献集』に掲載、芝祐泰が五線譜編纂（1959年12月8日）等を参照している。<http://www.geocities.jp/saitohmoto/hobby/music/hoikushoka/>
- (57) 前掲書、倉橋・新庄、p.41
- (58) 前掲書、中村理平、p.213
- (59) 前掲書、倉橋・新庄
- (60) 前掲、斎藤基彦
- (61) 前掲書、氏原 銀、p.137
- (62) 前掲書、桑田親五『幼稚園 巻下』、p.22-24
- (63) 前掲書、倉橋・新庄、p.246
- (64) 上掲書、pp.247-248
- (65) 上掲書、pp.250-251
- (66) 前掲、斎藤基彦
- (67) 目賀田種太郎「我公學ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」、『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第一巻』、音楽之友社、昭和62年、pp.15-18
- (68) 上掲書、目賀田種太郎・伊澤修二「学校唱歌ニ用フベキ音楽樂取調ノ事業ニ着手スベキ、在米國目賀田種太郎、伊澤修二ノ見込書」、p.14
- (69) 上掲書、目賀田種太郎「L.W.メーソンと目賀田種太郎との條約書」英文・和文、pp.22-25
- (70) 東京女子師範学校『東京女子師範學校第六年報』、明治13年
- (71) 上掲書、中村理平、p.221
- (72) 前掲書、中村理平、p.221
- (73) 前掲書、東京女子師範学校『東京女子師範學校第六年報』
- (74) 前掲書、中村理平、p.529
- (75) 小西信八「私の監事時代」、『幼児の教育』（第29巻第一號）、日本幼稚園協會、昭和4年、p.23
- (76) 前掲書、倉橋・新庄、p.90
- (77) 清水たづ手記「保育唱歌」、明治16年
- (78) 前掲書、中村理平、p.215
- (79) 上掲書、p.215
- (80) 豊田英雄「幼児教育の今昔」、『幼児の教育』、日本幼稚園協會、昭和14年、p.16
- (81) 東京都編『東京の幼稚園』、東京都発行、昭和41年、p.184
- (82) 横川榎子「メーソンとの別れに送る歌」、横川榎子文書、八王子市郷土史料館

※ なお、本稿執筆にあたっては、高橋清賀子氏、茨城県立歴史資料館、茨城県立図書館、お茶の水女子大学附属図書館、佐賀大学附属図書館、八王子市立郷土資料館のみなさまに大変お世話になりました。ここに改めて深く御礼申し上げます。